

# 第64回人口問題審議会総会議事進行予定

平成9年3月14日（金）  
5号館共用第9会議室  
14時00分～16時00分

## 1. 開 会

## 2. 議 題

（1）少子化と経済の展望

専修大学 正村 公宏 教授

（2）人口問題とジェンダー

お茶の水女子大学 原 ひろ子 教授

## 3. 閉 会

「人口問題」とジェンダー

お茶の水女子大学  
ジェンダー研究センター教授  
原 ひろ子

I. はじめに

- a. 人口・環境・ジェンダー
- b. class, gender, ethnicity (階級・ジェンダー・エスニシティ)
  - 階 級 : 経済／社会構造における区分
  - ジェンダー : 文化的社会的性別認識の構造
  - エスニシティ : 文化的社会的人間分類認識による区分
- c. 総合的 (holistic approach) の提唱
- d. より holistic な demography へ (地球規模、生活の質)

II. UNCED (国連環境開発会議、リオ・デ・ジャネイロ, 1992) と

人口・ジェンダー (資料①)

- a. 「アジェンダ フォー チェンジ — 変革に向けての行動計画書」
- b. 発展 [開発] 途上国の人団課題と先進工業国の人団課題は対立するのか
- c. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康／権利)
  - 1984 メキシコ国際人口会議に先がけての
  - 1984 アムステルダム世界女性健康会議

III. ICPD (国際人口・開発会議、カイロ, 1994) と人口・ジェンダー (資料②)

- a. 両性間の平等・公平および女性のエンパワーメント  
(これは発展 [開発] 途上国のみのことではない)
- b. リプロダクティブ ライツ／ヘルス
- c. 家族計画
- d. 性感染症とヒト免疫不全ウイルス (HIV) の予防
- e. セクシュアリティとジェンダー
- f. 思春期の若者

#### IV. 日本における少子化とリプロダクティブ・ヘルス

- a. 過疎地の悩みとジェンダー
- b. 1. 5 7ショック～1. 4 7ショックにおけるジェンダー
- c. 「男女共同参画2000年プラン」（資料③）
- d. 社会政策のジェンダー・バイアス（誰が決めてきたのか）
  - － これに対する感度と対応における軸足のおき方 －（資料④）
- e. 環境汚染と「人口問題」（資料⑤）
  - － 循環型資源利用とQOL（貧しくても楽しくうるおいのある生活を）

#### V. 地球規模課題とジェンダー

- a. 日本の「責任」と役割
- b. 人口爆発か人口消滅か

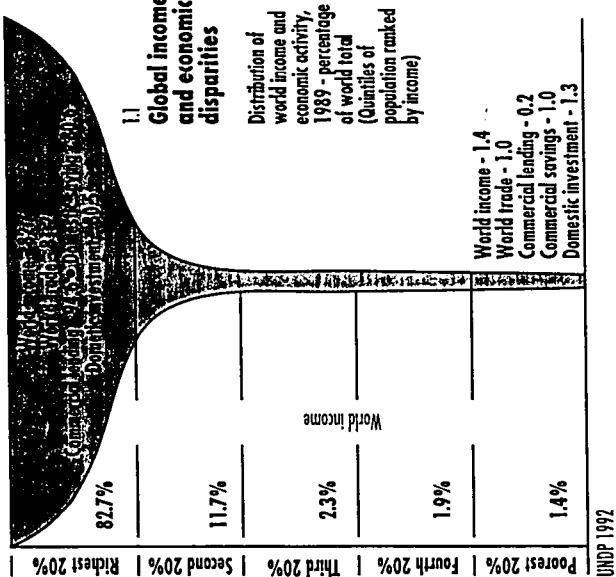
#### VI. おわりに

「人口問題審議」におけるパラダイム転換のお願い

## S-STAINABLE DEVELOPMENT

1992年6月、ブラジル国リオ・デ・ジャネイロにおいて、それまで人類が経験したことのないほどの多くの世界の指導者が集まり、私たち人類の未来の経済と安全をどのようにして導いていくかにについての重大な決定を下しました。

179か国のリーダーたちが合意したことにはいかにして私たちの未來の開発を経済的、社会的、そして環境的に持続可能にしていくかという写真そのものです。この本「地球サミット—AGENDA FOR CHANGE=変革のための行動計画」は、リオで決定されたことについてわかりやすい言葉で説明しています。この本はあなたにとって最も重要な本となるでしょう。なぜなら、リオの地球サミットで決定されたことは、今から2世紀にかけあなたがどう生き、どう働きしていくかという生活様式を変える可能性を秘めているからです。



# AGENDA FOR CHANGE

## アジェンダ フォー チェンジ 変革に向けての行動計画書

企画 構成 訳  
[AGENDA FOR CHANGE日本語版]  
共同出版グループ  
● NGO活動推進センター  
● 油井フォーラム2001  
● 「環境・持続社会」研究センター  
● (財)森の地球防衛基金  
発売 ほんの木 1997.

## はじめに

# 社会的多様性に配慮した行動計画を

人類史上最大の会議と表現された1992年の「環境と開発に関する国連会議（略称：地球サミット）」から5年が経過しました。この間、環境問題と密接に関係している貧困と人口の問題も改善の兆しはみられず、遠因となっている南北の経済格差は縮まるどころか逆に拡大しています。今日もまた、大気中には世界中で800万トン以上の二酸化炭素が増加しましたし、琵琶湖一つ分の熱帯林が消失し、住んでいた数多くの野生生物も姿を消しました。心配なオゾン層の破壊は拡大し、最近では北海道の冬の空でもオゾン層に穴があいているのが観測されています。

近代の展開とともに、あらゆるモノの生産は増加し、生産効率は向上し、個人の所得も増加し、生活は限りなく便利になりました。私たちの物理的可能性は年々増大するばかりです。ところが、右肩上がりの連続を生きてきた日本は今、別の右肩上がりに取り込まれるようになります。たとえば自動車の生産台数と二酸化炭素排出量の関係であり、便利な生活を支えた電化製品と危険な産業廃棄物の関係です。文明の逆説ともよべる現象が日常化し、私たちは今や新しい社会目標の設定を求められています。そのキーワードとして「持続可能な開発」が社会全般で広がっています。

いくら悲観的な情報を重ねても何の解決にもなりません。事実は真撃に受け止めながら、話題を解決に向けたものに移す必要があります。地球的な規模での問題である以上、生産的な方法は、まずは世界の各界各層の人が経験と知識を持ち寄って導き出した共通テキストを理解し、共有することではないでしょうか。問題の概念や構造、設定された課題や目標をわかちあうことで、より合理的で効果的な行動計画を作ることができます。

その点、私たちは幸いなことに、とても素晴らしい手引き書をもっています。スイスの政策研究 NGO 「Centre for Our Common Future」が93年に出版した「AGENDA FOR CHANGE」です。この本は地球サミットで合意された

「AGENDA (アジェンダ) 21」を平易な文章で解説したもののです。すでに世界の30か国近くで出版されながら、日本ではなぜか日の目をみないできました。地球規模での環境問題への対応を考える場合、私たち日本人が努力して改善しなければならないのは社会的多様性ではないでしょうか。地球サミットでの大きな話題のひとつが生物多様性であったことは広く知られています。生物社会は多様であればあるほど生産的でもあります。そのため生命は35億年もの永きにわたって絶えることなく継承してきました。だとすれば動物の一種である人間の社会もまた、存在のありかたや、問題解決方法は多様なほうが生産的でかつ安定的だと言えるのではないか。

地球サミット前後から、急に NGO、NPO に関する報道が増加してきました。これも社会が行政や企業に偏ることなく、NGO (非政府組織) や NPO (非営利組織)、CBO (地域に基礎をおく組織) や PVG (個人を中心としたランティア組織)など、さまざまな目的や機能をもつた組織があつた方が多様性に満ち、問題解決にも効果的であるという認識が世界に拡がってきた証拠ではないでしょうか。翻って日本の社会を見回したとき、どうでしょうか？

まだまだ中央では政治家や官僚が利権擁護の悪弊を脱せず、環境問題さえも取り込もうとしている動きがあります。企業の側では画期的な環境対策技術が次々と現れてきているのは歓迎すべきことですが、評価の規準をさらに鍛え、せひとも市民や社会と共に歩む姿勢を強化してもらいたいものです。いずれにしても、私たちは新しい社会の建設に向けて、個人の意識においても、組織や制度においても速やかに社会的多様性 (Socio Diversity) を組み込んでいく努力が求められるといえるのではないでしょうか。

この本を読むことで地球環境問題に関する共通の認識や目標を再確認していくだけがるものだと思います。特に学校現場や社会教育の現場にこの日本語版が広がっていくことを切望しています。

# 目次

はじめに	2
目次	4
前文	6
ごあいさつ	8
リオへの道のり	9
環境と開発に関するリオ宣言	12
1 アジエンダ21への序文	14
<b>第1部：社会的・経済的側面</b>	
2 國際協力	15
3 貧困との戦い	17
4 消費形態の変更	19
5 人口と持続可能性	22
6 人の健康の促進と保護	24
7 持続可能な住環境	26
8 持続可能な開発のための意思決定	28
<b>第2部：資源の保護と管理</b>	
9 大気の保全	30
10 土地の持続的管理	33
11 森林消失の防止	35
12 砂漠化・干ばつの防止	38
13 持続可能な山間部の開発	40
14 持続可能な農業と農村開発	41
15 生物多様性の保全	43
16 バイオテクノロジーの管理	45
17 海洋の保護と管理	46
18 淡水の保護と管理	50
19 有害な化学物質のより安全な利用	54
20 有害廃棄物の管理	56
21 固形廃棄物および汚水の管理	58
22 放射性廃棄物の管理	60
<b>第3部：主要グループの役割の強化</b>	
23 主要グループの役割の強化への前文	62
24 持続可能な開発における女性の存在	63
25 持続可能な開発における子どもおよび若者	65

26 先住民の役割の強化	66
27 NGOとの連携	67
28 地方自治体	68
29 労働者および労働組合	69
30 企業および産業界	70
31 科学者と技術者	72
32 農民の役割の強化	73
<b>第4部：実施手段</b>	
33 持続可能な開発の資金調達	74
34 技術移転	76
35 持続可能な開発のための科学	78
36 教育・トレーニング・一般への啓発	80
37 持続可能な開発のための能力の創造	81
38 持続可能な開発に向けての組織化	82
39 國際法	83
40 意思決定のための情報	84
<b>条約と原則声明</b>	
森林原則声明	85
気候変動に関する国際連合枠組み条約	87
生物多様性条約	89
リオからの道	91
サステナブル日本への道（古沢広祐）	93
地球サミットから5年、西暦2001年まであと4年（岩崎義介）	102
地球サミット後の政府間レベルでの取り組みの動向（浜中裕德）	105
地球サミット・フォローアップのための参考資料	110
トピックス	111
団体紹介	114
編集後記	116

## 前文

地球サミットの開催は、前例を見ない画期的な出来事となりました。過去のどんな会議にもなかつたほど、多くの国の首脳たちが参加。私たちの地球共同体が直面する、極めて重大な諸問題に、世界の注目を集めました。その諸問題に取り組む、全世界の行動計画「アジェンダ21」が採択されました。これまでのことが達成されれば、地球サミットは歴史の中できっと誉れ高く位置づけられることでしょう。

ところが振り返ってみると、サミットの最たる貢献は、むしろ目的達成のために採用した方法にあると、歴史はみるかもしません。そうに違ないと思うのです。社会のあらゆるグループを、意思決定の審議機構に取り込むことを試みました。

それが時宜にかなつて功を奏し、サミットは世界で初めて、国家を超えて民主化された意思決定の場となりました。私たちは、国家や民族を超えた一つの共同体にある人類が、いま直面している諸問題の本質を知ることにより、共通の宿命を負う者として、これまで以上に強い絆で結ばれています。これら的问题解決には、国家、国際両レベルでの対応が必要となります。つまり、国際機関や各国政府は、世界中の人々が持つている意見や期待に、もっとまとめて責任を持ち、応えていくようにならなければなりません。

21世紀到来へ向け、真に私たちは地球規模の民主主義へと、さらにもっと躍進していくなければならないわけです。この方向への最初の実験的試みは、サミットの準備段階ですでに行われていました。これほど多くの国々からの民間団体の代表者を、国家政策、国際政策の公表に直接参加させたことは過去にはありませんでした。サミットに先だって準備のため世界中で開催された「ECO'92 Public Forum」で見られたように、各国政府のこれだけ多くの首脳たちが自分の國以外の人々と議論を交わしたこととはこれまでにありませんでした。そして、リオデジャネイロで開催された「92 Global Forum」で見られたように、これだけ多くの市民団体の代表者が集まり、環境、開発問題に関する自分たちの責任を述べたことは、今までにありません。

このような地球民主主義の初の革新的試みは、これからも続けられ、さらに確かなものになっていくべきでしょう。

とはいへ、あらゆる社会の人々がこの進め方に対して意義ある役割を果たすため、責任を持って参加するには、準備段階での情報が必要となります。「アジェンダ21」やその他リオで採択された条約を、一般の人々にも分かりやすく、馴染みやすい形で扱えるよう、本書はいくつかの必要な情報を載せています。

「变革に向けての地球サミットの行動計画 (The Earth Summit's AGENDA FOR CHANGE)」の出版にあたつて私たちが望んだのは、本書を、世界中の数多くの人々への誓約、掛け物にすることでした。女性、若者、ジャーナリスト、市民活動家、教師、ビジネスマン、宗教者、地方自治体関係者、労働組合員、先住民の代表、科学者、研究者たちが地球サミットにおいて、政府の構想づくりに参加し「アジェンダ21」の展開に寄与してくれました。これらの人々が、国家的にも国際的にも生存にかかわる決定に、今後も引き続き参加してこそ、はずみのついた地球的な勢いは持続可能な開発の達成と「アジェンダ21」の原則の実施を成功に導く 것입니다。幅広い一般参加の前例を作ったことは、真に地球サミットの輝かしい功績でした。私たち Centre for Our Common Future は、地球サミット開催に寄与したこと、そして、リオで唱えられた「地球規模の協力関係 (global partnership)」を形成するにあたり、あらゆる社会のさまざまなグループの人々とともに努力していく任務にあずかっていることをうれしく存じます。

w. H. リンドナー  
Executive Director  
Centre for Our Common Future  
  
注：この団体はスイスのジュネーブに本部を置き、政策提携型 NGO として活躍したが1995年末をもって解散した。

## 人の健康の促進と保護

する生活の糧や食糧、住居やその他のサービスも受けられぬまま放置されている。都市感染によつて病氣と死と隣り合はせの生活を余儀なくされ、過密状態と貧弱な生活が、結核、骨髓炎、呼吸障害その他疾患を助長している。

- 2000年までには、3~4000万人がエイズウイルス(HIV)に感染し、HIVは世界的に拡まつていくと予測される。
- エイズ関連ウィルスの蔓延によって健康を維持していくコストも増大するが、働く人々が失う収入、および生産性の減少はそれ以上に大きなものになる。
- エネルギーの生産、使用、工業や輸送などに起因する汚染(公害)は、多くの人々の健康をそごねる。一部では改善も見られるが、公害規制が経済発展の速さに追いつけぬために依然、環境の悪化は続いている。
- 開発途上国においては、ほとんどの女性が健康や社会的、経済的地位の向上をめざす手段に恵まれず、また出産に関する自己の意思を反映させることも許されていない。女性たちは拡大する貧困、栄養失調や全般的な健康不良にさいなまれ続けている。

● 開発途上国においては、ほとんどの女性が健康や社会的、経済的地位の向上をめざす手段に恵まれず、また出産に関する自己の意思を反映させることも許されていない。女性たちは拡大する貧困、栄養失調や全般的な健康不良にさいなまれ続けている。

● ウクチンやその他の薬品の発達にもかかわらず、多くの人々が、小児麻痺、コレラ、結核、ハンセン氏病、下痢、マラリア、住血吸血症などの病氣に、いまだに苦しめられている。これらの病氣は住居や清潔な水の不足、不十分な衛生設備や健康管理などに起因している。

● 多くの地域で、都市はその容量を超えて拡大し、何百万という住民が必要となる。

受けた地域の専門家や、地域毎の特性に合わせて行わなければなりません。

2000年までに、健康に関する全般的な戦略について、世界の大部分の人々の目標とするところは

- ギニア・ウォーム病ど小児麻痺を一掃、回旋糸状虫病とハンセン氏病を抑制。
- HIV感染の抑制に関する、国内的、国際的な対応策を講じ、世界的に統一する。
- 肺結核、とくに新薬に抵抗力の強い結核を抑制する。
- 開発途上国の、幼児期における下痢による死亡率を50%~70%低下させる。
- マラリアが重大な健康上の問題になつているすべての国で反マラリアプログラムを実行する。
- 1995年までに、麻疹による死亡を95%減少させる。

すべての国家は、環境公害による健康危機を特定し、その危険性を減少させる政策を持たなければなりません。国は環境と健康の保護を開発プログラムの一部として作成し、国民に対し、公害から健康を守ることができます。

- 先住民で、その伝統的生活様式がしばしば根本的に変わってしまった人々にとっては、失業、貧しい住環境、貧困および病氣からくる苦しみの度合いは、一般的な場合よりも高くなる。
- 伝染性の病気の状況把握や、増加の予測ができる健康監視機構を備える。

良好な健康は、社会的、経済的、そして精神的な充饒および、安全な食糧と水などの健全な環境に依存します。世界では、分子生物学の研究から、いかに家庭で下痢を防ぎ、手当するかについての母親教育に至るまで、そこねた健康に対する広い領域にわたる教育啓蒙活動が必要となります。人々は健康教育、免疫と日常欠かせない薬品を必要としています。

● きれいな水、安全な食糧や衛生設備等の健康に関する基本的な条件にかなつた地域保健制度を確立する。

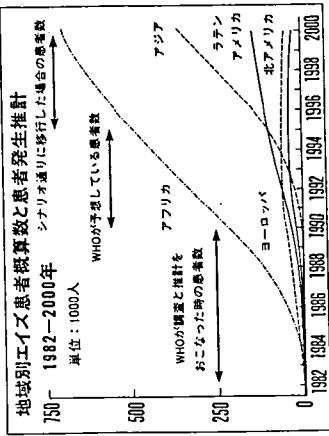
- 男女の区別なく子どもの数や生む之間隔など自己の責任において選ぶことのできる権利を保証する。
- 免疫と栄養など子どもに対する基本的な医療を確立し、子どもたちが性的に虐待されたり、職場で搾取されぬよう保護する。

● 国家の医療システムの中に、効果的で、伝統的な知識を採用する。

- 室内と室外における、大気汚染をさえ、固体廃棄物を安全に廃棄する措置を講じる。
- 健康への影響を最小にするために、殺虫剤の散布と使用法を管理する。

● すべての国家は、環境公害による健康危機を特定し、その危険性を減少させる政策を持たなければなりません。国は環境と健康の保護を開発プログラムの一部として作成し、国民に対し、公害から健康を守ることができます。

● 人の健康は、健全な環境に依存する。



出典: UNDP 1992

## 主要グループの役割の強化への前文

人々が賢明な決定をおこなうためには、各国民政府は環境、開発問題についての企劃を提供すべきです。これには環境に深刻な影響をおよぼすか、その恐れのある産業製品、活動に關する情報や、環境保護の方法についての情報も含まれます。より大きな責任を持つて広く私たちが開発政策に関わっていくことは、持続可能な開発をめざす上で、不可欠です。

個人やグループ、団体は、環境、開発に関する意思決定、とくに地域社会に影響をおよぼすものに関して、もっと知り、

参加する必要があります。

人々が賢明な決定をおこなうためには、各国民政府は環境、開発問題についての企劃を提供すべきです。これには環境に深刻な影響をおよぼすか、その恐れのある産業製品、活動に關する情報や、環境保護の方法についての情報も含まれます。より大きな責任を持つて広く私たちが開発政策に関わっていくことは、持続可能な開発をめざす上で、不可欠です。

この三部では、地球上での開発を持続可能なものにするために、主要グループとさらにも協力していくには、とくに政府は何をするべきなのかということが述べられています。

個人やグループ、団体は、環境、開発に関する意思決定、とくに地域社会に影響をおよぼすものに関して、もっと知り、

## 持続可能な開発における女性の存在

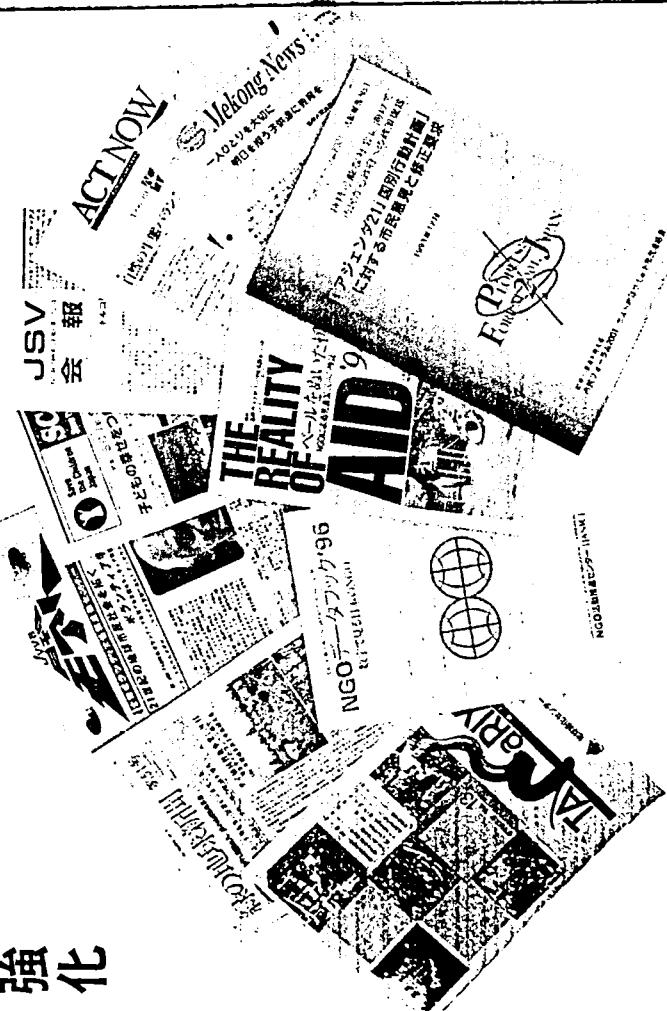
どもの健康、家族計画、親となる責任などについて、情報を提供するようになります。

- 経済的負担が少なくて済む保育所や、幼稚園をつくるために、雇用者や他の機関と協力していくことによって、家庭内外の女性、少女の過重労働を減らす。
- 男性が、女性と共に家事労働を負担することを奨励するために、国が何らかのプログラムをつくるべきである。
- 女性があらゆる信用、とくに非公式部門での信用をさらに得られるようにする。

天然資源を上手に、大切に使うことに、女性はかなりの知識と経験を持つています。しかしながら、持続可能な開発をおこなううえでの女性の役割は、差別や、学校教育、土地の所有、雇用均等に恵まれなかつたことなどの障壁によって、制限されてきました。

政府は、女性が持続可能な開発や社会生活に完全な参加を果たす際、選法、法律、行政、文化、社会、経済、習慣面での障害となるものを撤廃するような開発戦略を2000年までに考えるべきです。国は、環境や開発の分野で、意思決定者、プランナー、科学者、技術アドバイザー、マネージャー、普及啓發員に占める女性の割合を引き上げるべきです。女性の識字率を上げ、少女の初等教育、中等教育への普遍的な参加を保証し、科学技術の分野で、中等教育後の女性をさらに養成することは重要です。

- 女性の消費者意識を高めて、持続可能な消費を減らすか、やめるようになる。とくに先進国ではこれを進める。
  - 女性の性別格差
- |                |            |
|----------------|------------|
| 都市の男性を100とした場合 | 農村の男性 = 86 |
|                | 都市の女性 = 78 |
|                | 農村の女性 = 55 |
| 100            | 86         |
|                | 78         |
|                | 55         |
| 100            | 86         |
|                | 78         |
|                | 55         |
- 出典: UNDP 1990



## 第三部 主要グループの役割の強化

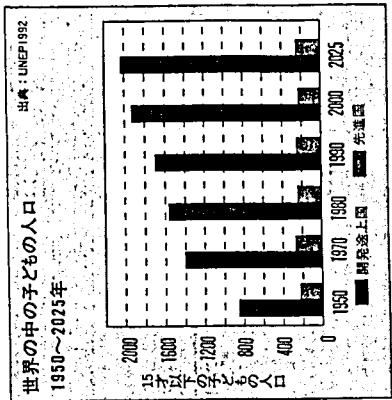
これにより環境にやさしい、社会に歓迎されるような製品が提供されることになるだろう。

●経済の状況を計るときに、「家事」と呼ばれる作業を含む、賃金の支払われていない労働の価値を考え入れるようにする。

天然資源を守り、上手に使うことは、女性はかなりの知識と経験を持っている。

か確かめるべきです。開発戦略は、天然資源における若者の権利を考慮したうえでおこなっていきべきです。

開発計画では若者の安全な未来を保証しなければならない。



多くの開発途上国では人口の半分近くが子どもだ。

若者は世界人口の3分の1近くを占めており、彼ら自身の未来を決める发言権が必要です。環境保護に関する若者の積極的な役割と、環境、開発について若者が意思決定に参加していくことは、アジア21の長期にわたる成功のためには不可欠です。

開発計画は若者に、健全な環境、改善された生活水準、教育、雇用などを安定した未来を約束しなくてはなりません。

2000年までに、教育水準は、各国半数以上の青年層が中等教育、または職業訓練を受けける機会を持つよう改善すべきです。学校では、環境や持続可能な開発について学生に教えるべきです。

各國政府は若者の意見を聞き、環境に関する決定に、彼らが参加することを奨励すべきです。若者はまた、国際会議に代表を出し、国連における意思決定にも参加すべきです。

多くの開発途上国では、子どもが人口の半数近くを占めています。開発途上国、先進国に問はずなく、子どもは環境の悪化に非常に影響を受けやすいのです。

各國は青年、とくに若い女性や少女に、対する人権無視と戦い、彼らの子どもが、健康で、十分な栄養をとり、教育を受け、汚染や有害物質から守られているかどう

## 25 持続可能な開発における子どもおよび若者

若者は世界人口の3分の1近くを占めており、彼ら自身の未来を決める发言権が必要です。環境保護に関する若者の積極的な役割と、環境、開発について若者が意思決定に参加していくことは、アジア21の長期にわたる成功のためには不可欠です。

開発計画は若者に、健全な環境、改善された生活水準、教育、雇用などを安定した未来を約束しなくてはなりません。

2000年までに、教育水準は、各国半数以上の青年層が中等教育、または職業訓練を受けける機会を持つよう改善すべきです。学校では、環境や持続可能な開発について学生に教えるべきです。

各國政府は若者の意見を聞き、環境に関する決定に、彼らが参加することを奨励すべきです。若者はまた、国際会議に代表を出し、国連における意思決定にも参加すべきです。

多くの開発途上国では、子どもが人口の半数近くを占めています。開発途上国、先進国に問はずなく、子どもは環境の悪化に非常に影響を受けやすいのです。

各國は青年、とくに若い女性や少女に、対する人権無視と戦い、彼らの子どもが、健康で、十分な栄養をとり、教育を受け、汚染や有害物質から守られているかどう

## 編集 後記

この本のファイリッピン版を初めて目にしたのは1995年の6月17日でした。この日わたしは日本のNGO関係者とともにマニラで開かれていた「アジア・持続可能な開発評議会」に参加していました。一日目の夜のレセプションの際、この本を発行した“Centre for Our Common Future”的代表をされていたリンドナーさんやモーリス・ストロングさんと出会う機会がありました。背が高くて、行動型の研究者風というのが彼の第一印象でした。この団体の存在は以前から知っていました。日本にはまだ数少ない政策提案型のNGOであり、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットの実現を下支えしたNGOの一つであるとも聞いていました。彼らが出ていたニュースレターを読んだとき視点の大きさと先見性に驚き、NGOに対し認識を新たにしたものでした。そのことを正直にリンドラーさんに伝えるとともに喜んでくれ、手にしていたAGENDA FOR CHANGEのファイリッピン版を記念にくれたのでした。

その後、ホテルで流し読みして、この本はなかなかの出来だと感心しました。地球サミットの成果をまとめた類書の中でも実にコンパクトで、分かり易く、同時に使い勝手の良い本であることが読みとれました。またフィリッピン共和国が、国を挙げて新らしいやり方で社会全体の持続可能な開発に取り組んでいることも会議の熱気とともに本からも感じとれました。そのように感じさせる工夫が随所に施されています。しかも5ドルという安さにも感心しました。次の日の全体会議でリンドナーさんはスライドを使って地球サミット以降の各国の環境状況を報告した後、姿を見せませんでした。私は

日本版を出すことの承諾を得ようと思ふ会議の運営スタッフに彼の居所を尋ねたのですが、誰も把握しておらず叶いませんでした。日本に帰った後しばらくして彼の事務所にファクシミリを流したところ、次の日ジュネーブから届いた返答では、日本では企画が進行中であり、既に出版されているが、近日中に出版されるはずだということでした。そこで出版企画としていた市民フォーラム2001と連絡をとったところ、翻訳はほとんど終わっていましたがスポンサーが見つからず宙に浮いてままの状態でした。そこで私の方で動き始め、(株)ティエラより資金助成の内諾をとりつけ、8月初めには私も会員となっているJANIC(NGO活動推進センター)と市民フォーラム2001と地球サミット以降に発足した「環境・持続社会」研究センターに呼びかけ、三者で共同して日本版を作ろうということになりました。8月末には熊本に本部をおく地球保険の会の資金協力を得て、アフリカでのNGO活動について直接、ジュネーブ郊外にあった“Centre for Our Common Future”事務所を訪問しました。短時間ながら事務局長と日本語の出版について話し合い、その場で了解をもらい本格的な準備にかかりました。事務所には世界中で出版されたさまざまなサイズと日本語の“AGENDA FOR CHANGE”的各国情報版が並べられていました。これまでぐるぐる版は表現するぞ、と意氣込んだのですが、それから結構長い道のりでした。

その夜、ホテルで流し読みして、この本はなかなかの出来だと感心しました。地球サミットの成果をまとめた類書の中でも実にコンパクトで、分かり易く、同時に使い勝手の良い本であることが読みとれました。またフィリッピン共和国が、国を挙げて新らしいやり方で社会全体の持続可能な開発に取り組んでいることも会議の熱気とともに本からも感じとれました。そのように感じさせる工夫が随所に施されています。しかも5ドルという安さにも感心しました。次の日の全体会議でリンドナーさんはスライドを使って地球サミット以降の各国の環境状況を報告した後、姿を見せませんでした。私はまた、これを縁に同基金もこの出版に参加してくださることになりました。

欧米の大きなNGOであれば出版部があつて対応が早いのですが、財政基盤に弱く、人材に乏しい日本のNGOはそのあたりがまだ大のようです。なお、“Centre for Our Common Future”は95年末には解散し、その役割を終えたことを報告しなければなりません。地球サミット前後に着手した数多くの新規プロジェクトや増員分の人事費が運営を圧迫し、加えてリーダーが重病に倒れたこともいままで運営が行き詰まり、スイス政府からの援助も打ち切られ破産に至ったようです。皮肉なことに持続可能な地球環境のために重要な仕事をした団体が一番先に持続不可能になってしまったのでした。ことほどさようにマネジメントは大事でしかも困難なことです。

とはいってもこの本の価値を減じるもしくはあります。また彼らの仕事の評価を左右するものでもないと考えています。

この本は今も地球環境問題を考える際の有用な世界共通の補助資料の一につなっています。地球サミットが残した価値の一つは地球規模で深刻化する環境問題の改善、“解決にとつて私たちの「参加」の重要性が力説され、しかも各政府は国民の参加を制度的に保証しなければならないことを確認したことです。21世紀の人類にとってもっとも重要なキーワードとなった「持続可能な開発」にとつて、この本は行動の指針を示し、何を共通の概念、優先事項にしなければならないかを明らかにしており、環境を軸に地球規模での人間と自然の共生を考える者にとって必読文献であることは言をまちません。特に97年の夏には国連本部において地球サミットから5年振りに、合意した事項と現状を見直す会議が予定され、成功に向けて多くの準備が始まっています。また日本でも12月

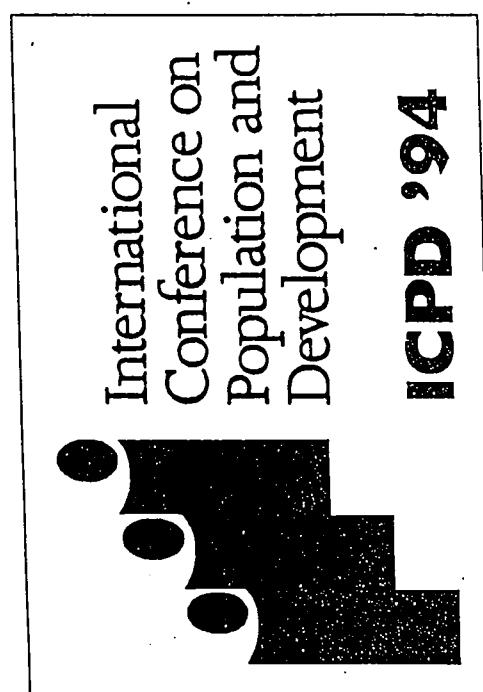
には京都で地球温暖化国際会議も開かれます。温帯化への対応は国ごと、産業界ごと、南北間で対立することの多い問題です。国連のリオ後球環境の未来を決する重要な会議になることを多くの人が指摘しており、決して失敗や後退の許されない会議でもあります。それゆえ私達より積極的な参加とコミットメントが求められています。この本はそのような時、私達にどうして貴重な役割をはたしてくれることでしょう。発行にあたり、この間がランティアとして様々な形で協力していただきました多くの翻訳スタッフの皆さん、出版助成をいただきました(株)ティエラ、日本リサイクル運動市民の会、㈱七福製造および㈱エックス都市研究所に深く感謝の意を表したいと思います。また、元原稿を書かれたMike Keatingさんや出版をコーディネートされた“Centre for Our Common Future”的W.H.LINDNERさんをはじめとする旧スタッフの皆さんの方を多としたいと思います。環境庁地球部の浜中裕徳さんにもお忙しい中時間を割いていただきましたし、旭硝子環境財団にはこころよく資料の転載を承諾していただき、感謝いたします。最後に読者の皆さまの熱意とお力によって本書が1冊でも多く広がっていくことをお願いして編集・発刊の言葉をいたします。

1997年1月  
日本語版の編集を代表して  
柳田井一  
(NGO活動推進センター・プログラムアドバイザー)

# 国際人口・開発会議「行動計画」

—カイロ国際人口・開発会議（1994年9月5—13日）採択文書—

1 前文	1
2 原則	6
3 人口、持続的な経済成長および持続可能な開発の相関関係	10
A. 人口・開発戦略の統合	10
B. 人口、持続的な経済成長および貧困	12
C. 人口と環境	15
4 両性間の平等、公平および女性のエンパワーメント	17
A. 女性のエンパワーメントと女性の地位	17
B. 女兒	20
C. 男性の責任と参加	22
5 家族、その役割、権利、構成および構造	24
A. 家族の構造・構成の多様性	24
B. 家族に対する社会経済的支援	25
6 人口増加と人口構造	27
A. 出生率、死亡率および人口増加率	27
B. 子供と青年男女	28
C. 高齢者	30
D. 先住民	32
E. 障害者	33
7 リプロダクティブライツとリプロダクティブヘルス	35
A. リプロダクティブライツとリプロダクティブヘルス	35
B. 家族計画	38
C. 性感染症ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の予防	43



D. 人間のセクシュアリティーおよびジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）の関係 .....	44
E. 思春期の若者 .....	45
<b>8 健康、罹病および死亡..</b>	<b>49</b>
A. プライマリーヘルスケアとヘルスケア部門 .....	49
B. 子供の生存と健康 .....	52
C. 女性の健康と安全な母性 .....	54
D. HIVウイルス感染と後天性免疫不全症候群（エイズ） .....	57
<b>9 人口分布、都市化および国内人口移動 .....</b>	<b>60</b>
A. 人口分布と持続可能な開発 .....	60
B. 大規模な都市集合体における人口増加 .....	62
C. 国内的避難民 .....	64
<b>10 國際人口移動 .....</b>	<b>66</b>
A. 國際人口移動と開発 .....	66
B. 合法移民 .....	68
C. 非合法移民 .....	70
D. 難民、庇護希求者および避難民 .....	71
<b>11 人口、開発および教育 .....</b>	<b>75</b>
A. 教育、人口および持続可能な開発 .....	75
B. 人口に関する情報、教育およびコミュニケーション .....	77
<b>12 技術、研究および開発 .....</b>	<b>82</b>
A. 基本データの収集、分析および普及 .....	82
B. リプロダクティブヘルスに関する研究 .....	84
C. 社会経済的研究 .....	86
<b>13 國の行動 .....</b>	<b>89</b>
A. 國内政策と行動に関する諸計画 .....	89
B. プログラムの管理と人材開発 .....	90
C. 資金の調達と配分 .....	92

## 前文

1.1 1994年国際人口・開発会議は、国際協力の歴史上、決定的な瞬間に開催された。地球人口、開発と環境の相互依存性に対する認識が深まってきたことにより、全ての国において、持続可能な開発という観点からの持続的な経済成長促進のために適切なマクロ経済および社会経済政策を導入する機会、および地球規模の問題解決に人的および財務的資源を動員する機会が、これまでにならなくなつた。世界は適切な方向付けさえあれば、多量の資源、膨大な知識、そして強力な技術を使つて、持続的な経済成長と持続可能な開発を促進することが可能となつたのである。それにも関わらず、資源、知識、技術の有効使用は、国内および国際レベルでの政治的・経済的障害によって左右される。したがつて、これまでのところは、膨大な資源の利用が可能であったにも関わらず、社会的に公正で環境にとつても安全な開発に向けた資源の使用は、大幅に制約されてきた。

1.2 過去20年間に、世界は広範な変化を遂げてきた。人類の良好な状態にとって重要な多数の分野では、国内的、国際的な努力により目覚ましい進歩が遂げられた。しかし開発途上国は引き続き深刻な経済状況、国際的にも不利な経済環境に直面しており、多くの国では絶対的な貧困状態で生活する人々の数が増加している。今後の世代がその生存と良好な状態のために必要とする基本的な資源は世界各地で枯渇してきており、また環境の悪化も著しい。これは、持続不可能な生産と消費の形態、これまでにない人口増加、拡大し継続する貧困、そして社会的・経済的不公平がもたらしたものである。その上に、主として持続不可能な生産と消費パターンによつて引き起こされる地球規模の気候変動といった生態学的問題が、未来の世代の良好な状態を脅かしている。持続可能な開発について、人口に関するこれまで以上の国際協力が必要であるという地球規模の合意がまとまり始めており、アジェンダ21 [末尾注解1] はそのための枠組みとなっている。この点に関する達成事項は多數あるが、未達成の事項はそれ以上に存在する。

1.3 現在の世界人口は56億人と推計されている。成長率は低下しているものの、絶対的増加数は増大を続けており、現時点では、年に8600万人を超えている。2015年までは、毎年この8600万人を超える人口増加が続くものと考えられる [注解2]。

1.4 非常に重要なこの10年間について言えば、残る6年間に世界中の国々は、将来的幅広い人口動向の可能性の中から、自らの行動の結果を選び取ることになる。国連が予測する20年後の人口は、低位の予測値で71億人、中位の予測値が75

億人、そして高位の予測値では78億人の範囲となっている。わずか20年の間に生じる7億2000万人の相違は、アフリカ大陸の現在の人口を上回る数値である。更に遠い将来について言えば、予測値の差異は一層大幅になる。国連による2050年までの予測値によれば、79億人を低位として、中位の予測値は98億人、そして高位の予測値119億人の範囲である。人類社会全体会が直面する人口、健康、教育および開発といった多くの基本的な挑戦に取り組んでいる、現行の20年間行動計画に含まれるゴールおよび目標をいかに実施することにより、この期間とその後の世界人口の伸びは、国連による中位の予測値以下のレベルに収まるであろう。

1.5 國際人口・開発会議は単発的な出来事ではない。その行動計画は、1974年にブカレストで開催された世界人口会議<sup>[注解3]</sup>および1984年にメキシコシティで行われた国際人口会議<sup>[注解4]</sup>以来発展がみられた幅広い国際的な総意の上に築かれている。その目的は人口、持続的な経済成長と持続可能な開発の相関関係、および女性の教育、経済的地位の向上および女性のエンパワーメント（力をつけること）の進展に関する幅広い課題を考慮することである。1994年の会議については、過去の人口会議よりも一層明確に、開発問題に関するより大きな権限が与えられており、これは人口、貧困、生産および消費のパターンと環境は非常に密接に関係しており、そのどれ一つとして分離して考えることができないということへの認識の高まりを反映している。

1.6 國際人口・開発会議は、最近行われた他の重要な国際的活動を継承し、その上に築かれるものであり、同会議の勧告は、以下で達成された諸合意を支持し、それらと一貫性を持ち、それらに基づいたものでなければならない。

- (a) 国連婦人の10年：平等、開発、平和の成果を検討し評価するための世界会議。1985年、ナイロビ<sup>[注解5]</sup>。
- (b) 子供のための世界サミット。1990年、ニューヨーク<sup>[注解6]</sup>。
- (c) 国連環境開発会議。1992年、リオデジャネイロ<sup>[注解7]</sup>。
- (d) 国際栄養会議。1992年、ローマ<sup>[注解8]</sup>。
- (e) 世界人権会議。1993年、ヴィーン<sup>[注解9]</sup>。
- (f) 世界の先住民のための国際年。1993年<sup>[注解10]</sup>。これは、世界の先住民のための国際10年<sup>[注解11]</sup>へと統く。
- (g) 小島與國の持続可能な開発に関する世界会議：1994年、バルバドス<sup>[注解12]</sup>。
- (h) 國際家族年。1994年<sup>[注解13]</sup>。

1.7 この会議の結果は、1995年と1996年に開催される社会開発サミット<sup>[注解14]</sup>、第4回世界女性会議：平等、開発、平和のための行動<sup>[注解15]</sup>、第2回国連人間居部では「生殖と性に関する健康（health）／権利（rights）」と訳されている。

住会議（ハビタットII）、開発ためのアジェンダの詳細、そして国際連合50周年記念の祝典といった他の主要会議と密接な関係を持ち、またそれらに対して重大な貢献をもたらすことである。これらの諸会議は人々へのより大きな投資、および女性が自分たちの地域社会での、社会的、経済的および政治的生活のあらゆるレベルにおいて、完全に参加することを保証するための女性のエンパワーメントを目的とする新しい行動アジェンダに対する1994年会議の呼びかけを、一層強調するものとなることが期待されている。

1.8 過去20年以上に亘り、世界の各地では、人口統計学、社会、経済、環境および政治の面で、めざましい変化が起きている。リプロダクティブヘルスケアへのアクセス拡大と出生率の低下、そして死亡率の低下、および女性の教育と経済上の地位を含めた教育と収入のレベルアップに関して、多数の国が大きな進歩を遂げている。避妊法の使用拡大、妊娠婦死亡数の減少、持続可能な開発計画およびプロジェクトの実施、および教育プログラムの改善といった領域における過去20年間の進展が、この行動計画の実施と成功を楽観視する基礎となっている一方で、今でも達成すべき事柄は多數残っている。人口と開発の問題に取り組むための新たな機会を創造する方法は、世界全体で変化してきた。中でもリプロダクティブヘルス（外省注）、家族計画と人口増加に関する世界の人々およびその指導者達の態度に生じている大きな変化は非常に重要であり、行動計画に定義されている家族計画および性に関する健康を含めた、リプロダクティブヘルスに関する新しい総合的な概念を、なかんずく、もたらす結果となっている。中でも特に勇気づけられる傾向は、人口関連の政策および家族計画プログラムに対して、多くの国がその政治的かわり合を強めていることである。この点に関しては、持続可能な開発に関する持続的な経済成長は、予測される人口増加からもたらされる圧力に対応する各国の能効力を向上させることになろう。また人口動態率と、社会、経済、環境上の目標の均衡がこれまでない国々における人口転換を容易にし、そして人口の側面を、他の開発関連政策と均衡させ統合させ得るであろう。

（外省注）リプロダクティブヘルス（reproductive health）の内容は本行動計画第7章2項にあるとおりであるが、日本語の訳語については適切なものが見あたらないところ、カタカナ表記することとした。但し、1994年1月の人口と開発に関する賛成人会議で採択された「東京宣言」及び1995年6月8日参議院厚生委員会で採択された「厚生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においては「性と生殖に関する健康」との訳語が付されており、併せて、リプロダクティブプライツ（reproductive rights）についても「性と生殖に関する権利」と訳されている。また、一部では「生殖と性に関する健康（health）／権利（rights）」と訳されている。

- 1.9 現行の行動計画に含まれる人口と開発に関する目標および行動は、持続可能な相互関係について、全体として取り組むものである。そのためには、国内および国際レベルにおいて、適切に資源を動員することと、多国間、二国間、そして民間機関を含めて、利用可能なあらゆる資金メカニズムによる開発途上国への新規および追加財源が必要となる。この行動計画の実施には、国内、地域内、小地域内、および国際的な機関の能力を強化するための財源も必要となる。
- 1.10 これから20年間には、農村人口の都市部への移動が一層強まるとともに、各國間の人口移動も依然として高レベルで続くと見られる。この人口移動は世界的に進行する経済の変容の重要な部分であり、また新たに深刻なチャレンジともなっている。したがって、以上のような問題は、人口と開発政策の中で一層重点をおいて取り組まなければならない。1994年の都市部の人口は45パーセント未満となるが、2015年までには、地球人口の56パーセント近くが都市部に居住することになると予測されている。最も急激な都市化が見られるのは、開発途上国である。開発途上地域における都市部の人口は、1975年にはわずか26パーセントであったが、2015年までは50パーセントに上昇すると予測される。既存の社会的サービスと社会基盤の大半は都市化と同じ割合で拡大していくことは不可能であるので、このような変化は既存の社会的サービスと社会基盤に巨大な負担をもたらすことになる。
- 1.11 世界人口の早期安定化が、持続可能な開発の達成に向けて非常に重大な貢献となることを念頭におくと、この先5年、10年、20年と、人口と開発に関する一連の活動により厳しい努力が必要となる。この行動計画はこれら全ての課題、更に現在の世界人口およびその子孫の生活の質的な向上を意図した、総合的、統一性のある枠組みに従つて取り組んでいる。行動のための勧告は全員一致と国際協力の精神で作成されており、人口関連政策の策定と実施については、以下の認識に従う。すなわち、人口関連政策の策定と実施は各国の責任であり、自国の経済、社会、環境に関する多様な条件を考慮し、また様々な宗教・民族的な価値観、文化的背景、および国民の哲学的な信念、そしてまた全世界の人々が、共有はするが、各自に分化した共通の未来に対する責任に、全面的な尊重を払うものである。

### 1.13 現在の行動計画に含まれる質的・量的目標の多くについては、これまで以上の提供である。

1.13 現在の行動計画に含まれる質的・量的目標の多くについては、これまで以上の資源が明らかに必要があるが、その中には個人・国家・国際レベルでの優先順位を並び替えるだけで達成できるものもある。しかしながら、現在の地域規模の開発、あるいは軍事支出を考えれば、必要な行動のいずれも——それだけでなく、それら全てをまとめてでも——高額とは言えない。中には追加の財源が殆ど、あるいは全く必要でない目標も2、3ある。なぜなら、それらは、主としてこれまで以上の市民による行動と政治的なリーダーシップにより実現され継続されるライフスタイル、社会規範、あるいは政府の政策変更が含まれるからである。しかし、これらの行動のうち、この先20年間に支出額を増やさなければならぬものについては、それに必要な財源を満たすために、開発途上国、先進国双方の更なる責任ある取り組みが必要となる。開発途上の国々、および経済体制の移行に伴い極度の財源不足を抱えている国々にとつては、これは特に困難なこととなるであろう。

1.14 この先20年間に、単独で国際人口・開発会議の目的と目標を単独で達成することを、各國政府は期待されていないことを、このプログラムでは認識している。社会の一員であれば誰でも、また社会の如何なるグループも、このような目標を達成する努力に積極的に参加する権利を持つものであり、またまさにその責任を負うものである。最初に国連環境開発会議と世界人権会議という文脈で、そして現在ではこれらに関する討議で非政府組織（以下NGO）が表明する関心の高まりは、各國政府と様々なNGOとの関係における重大な、そして多くの場合急激な変化に反映されている。殆ど全ての国で、政府、経済界、NGOおよび地域社会グループ間に新たなパートナーシップが生まれており、このことはこの行動計画の実施に、直接的かつ積極的な関係を持つ。

1.15 国際人口・開発会議から新たな国際的人権は創り出されないものの、同会議では人口プログラムのあらゆる側面に対する、普遍的に承認される人権基準の適用を確認するものである。またこれは、国際社会が総力でこの重大なチャレンジと人口開発の相互関係に対処する20世紀最後の機会でもある。この行動計画は、様々なる宗教、および倫理的価値観と文化的背景を十分に尊重しつつ、共通の基盤を確立しなければならない。この会議がどの様な影響を及ぼすかは、全世界の国々と国民の間の新たな地球的パートナーシップの一部として、一人一人に対する、また私たちの地域に対する、共有するが各々に異なる責任を基礎として、この会議において、計示された具体的な取り決めの強さ、およびそれらを果たすための行動によって、計られることになる。

1.12 現在の行動計画では、国際社会に対して一組の重大な人口開発目標を勧告しており、その中には相互に支援しあい、またこれらの目標に決定的な重要性を持つ、質的・量的目標の両方が含まれている。これらの目標とゴールは以下の通りである。持続可能な開発という観点からの持続的な経済成長、教育、中でも女子教育、両性間の公正と平等、乳児、子ども、および妊産婦の死亡率低下、そして家族計画と性に関する健康を含めたりプロダクティブルヘルス・サービスに対する広範なアクセス

## 第2章

### 原則

使されなければならない。

#### 原則4

両性間の平等と公平および女性のエンパワーメントが進み、また女性に対するあらゆる種類の暴力が排除され、女性が自らの生殖能力をコントロールできることが、人口と開発関連プログラムの第一歩である。女性と女児の人権は、普遍的人権の、尊うことのできない不可欠かつ不可分な部分である。国、地域、および国際レベルにおいて、市民・文化・経済・政治・社会的生活に女性が全面的にまた対等に参加し、性に基づくあらゆる形態の差別を根絶することは、国際社会の優先目標である。

#### 原則5

人口関連の目標および政策は、文化、経済、社会の発展にとって不可欠な部分であり、その第一の目的は、全ての人々の生活の質を向上させることである。

#### 原則6

現在と将来の全ての人類が公正に分かち合う人類の良好な状態を確実にするための手段としての持続可能な開発は、人口、資源、環境と開発の相互関係を十分に認識し、適切に管理し、調和のとれたダイナミックな均衡へと導くことを必要としている。持続可能な開発と全人類のより質の高い生活を達成するためには、各団体は持続不可能な生産と消費のバターンを削減し、また排除し、将来の世代が自分たちのニーズを満たす能力を危険に晒すことなく、現在の世代のニーズを満たすために、人口関連の政策を含む適切な政策を推進することである。

#### 原則7

全ての国及び全ての国民は、生活水準の格差を縮小し、世界の大多数の人々のニーズにより良く対応するために、持続可能な開発には不可欠な要件である貧困の撲滅という重要な課題において協力しなければならない。開発途上国、中でも後発開発途上国の特別な状況とニーズは、特に優先されなければならない。経済体制移行期にある国々や、また他の全ての国々もまた、世界経済と全面的に一体化される必要がある。

#### 原則8

誰でも、可能な限り最高レベルの肉体的、精神的健康を享受する権利を持つ。国家は、男女平等を基礎として、家族計画と性的健康を含むリプロダクティブルスケアを含めたヘルスケアサービスへの普遍的なアクセスを確保するための、あらゆる適切な措置を実施しなければならない。リプロダクティブルスケア・プログラムは、強制という形を一切探ることなく、最大範囲のサービスを提供すべきである。全てのカッブルと個人は、自分達の子供の数と出産間隔について、自由に、かつ責任

この行動計画に含まれる勧告については、国内の法および開発優先順位と一貫性を持ち、自国民の様々な宗教的・倫理的価値観および文化的背景を十分に尊重し、また広く承認されている国際的人権との調和を図りながら、各国がその主権によって実施する。

世界の人々の生活を質的に向上させるためには、国連憲章の諸原則に主導され、パートナーシップの精神の内に行われる国際協力および万国の結束が不可欠である。国際人口・開発会議により託された義務およびその人口、持続的な経済成長と持続可能な開発間の相互関係という全体的テーマに対処し、それらについて討議する際には、参加者は下記の諸原則にこれまでも主導されてきたものであり、今後も引き続き主導されるものである。

#### 原則1

あらゆる人は生まれながらに自由であり、同等の尊厳と諸権利を有する。人は誰でも、世界人権宣言に定められる全ての権利と自由を与えられる資格を有するもので、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上のあるいは他の意見、国籍あるいは素性、資産、出自や他の地位といった事柄による区別を受けない。人は誰でも、人間としての生命、衣服、住宅、水と衛生設備を含めた適切な生活水準を有する。

#### 原則2

人類は持続可能な開発の関心の中にある。人類は自然と調和しつつ、健康で生産的な生活を送る資格を持つ。いかなる国においても、人間こそ最も重要な価値のある資源である。各国は、すべての個人自らが有する潜在的能力を最大限發揮する機会を、確実に得られるようすべきである。個々人は自分自身とその家族のために、十分な食物、衣服、住宅、水と衛生設備を保持する権利を有する。

#### 原則3

発展の権利は普遍的で奪うことのできない権利であり、基本的人権の不可欠な要素であって、開発の中心となる対象は人間である。開発によってあらゆる人権の享受は容易となるが、開発の不足を、国際的に認められている人権が堅んじられる状態を正当化するための理由づけとしてはならない。発展の権利は、現在及び将来の世代の、人口、開発および環境におけるニーズを公平に満たすことができよう、行

を持つて決定し、そのためには必要な情報、教育および手段を持つ権利を有するものである。

#### 原則 14

先住民の人口と開発に関するニーズを考慮するにあたり、国は彼らのアイデンティティ、文化と利害を認め、また援助し、特に彼らの健康、教育と良好な状態に影響を与える部分に関して、その国の経済・政治・社会的活動に全面的に参加できるようすべきである。

#### 原則 9

家族は社会の基本となる単位であり、それゆえに強化されなければならない。家族は総合的な保護と援助を受ける資格を持つ。文化、政治そして社会体制の違いによって、様々な家庭形態が存在する。結婚は希望する配偶者同士による自由な同意によって始められるべきであり、夫と妻は対等なパートナーでなければならない。

#### 原則 10

誰もが教育を受ける権利を持つ。教育は、女性と女児に特別の注意を払いつつ、人材の資源、人間の尊厳と潜在的能力を十二分に発展させる方向に進められるものとする。教育は、人口と開発に関する事項を含めて、人権および基本的自由への尊重を高めることを意図するものでなければならない。子供の最善の福祉を、その子の教育および指導に責任をもつ人々の指導原則とし、まずは第一に両親がその責任を負う。

#### 原則 11

全ての国家と家族は、子ども達を第一に優先すべきである。子どもは自分達に良好な状態をもたらす生活水準、可能な限り最高水準の健康、そして教育に対する権利を持つ。子どもは、両親、家族や社会から世話を、指導として援助を受け、またあらゆる形態の肉体的・精神的暴力、傷害や虐待、遺棄や不注意な取り扱い、冷遇あるいは榨取からは、適切な法律、行政、社会、教育上の措置によって保護される権利を有する。これらの形態には、売買、人身売買、性的虐待、及び戦闘の不正取引も含まれる。

#### 原則 12

合法移民を受け入れる国は、それら移民とその家族を適切に取り扱い、適切な社会福祉サービスを提供し、彼らの身体上の安全と安寧を保証しなければならない。このとき、これら合法移民の受け入れ国は、非合法移民に関するこれらの目標あるいは要件を満たそうと試みる国々の中でも開発途上国の特殊な状況やニーズを考慮しながら、この問題に関する協定の規定や国際的法律文書や資料を遵守する必要がある。各国は、世界人権宣言に含まれる全ての基本的人権を、あらゆる移民に保証すべきである。

#### 原則 13

人は誰でも、迫害からの庇護を他の国に求め、それを享受する権利を持つ。難民の地位に関するジュネーブ条約およびその1967年議定書で定められるように、国家は難民に対する責任を有する。

## 両性間の平等、公平および女性のエンパワーメント (力を持つことをこと)

### A. 女性のエンパワーメントと女性の地位

#### 行動の基礎

4.1 女性のエンパワーメントと自立、及び政治、社会、経済、健康に関する地位の改善は、それ自体きわめて重要な目標である。さらに、持続可能な開発を達成する上で不可欠となっている。育児や家庭の維持に対する共同責任をはじめとして、生産及び生殖生活には男女双方の完全な参加と協力が必要である。世界のあらゆる地域で、過剰労働や権力及び影響力の欠如のために、女性は生命、健康、および良好な状態の面で脅威に晒されている。世界の多くの地域で、女性が受けた学校教育の程度は男性よりも低く、また同時に、女性自身の知識、能力、及び物事への対処法は認められないことが多い。健康的で、充足された生活を女性が手に入れることが、それを妨げる力関係は、最も個人的なものから、極めて公的なものまで、社会の多くのレベルで作用している。変化を達成するためには、女性が生計と経済的資源を確保する方法を改善し、家事に対する女性の過度の責任を軽減し、公的生活への参加を阻む方法的障害を取り除き、効果的な教育プログラムとマスコミを通じて、社会の意識を高めいく政策と行動計画が必要である。さらに、女性の地位向上は、生活のあらゆる側面、特にセクシーシュアリティー及び生殖の分野において、あらゆるレベルで女性の意思決定能力を強化することになる。そしてこれはまた、人口計画の長期的成功にも不可欠である。過去の経験から、人口及び開発プログラムは、女性の地位を向上させるための措置が同時にとられると、最も効果的であることがわかつている。

4.2 教育は、開発プロセスに全面的に参加するために必要な知識、技能、自信により女性に力を与える最も重要な手段のひとつである。今から40年以上前に、世界人権宣言は「全ての人は教育を受ける権利を有する」と主張した。1990年、タイのジョムティエンで開かれた万人のための教育世界会議に集まった各国民政府は、基礎教育の世界的普及という目標の達成を終えた。しかし世界各国の顕著な努力により、基礎教育を受ける機会が大幅に拡大されたにもかかわらず、世界には現在約9億6000万人の成人の非識字者が存在し、その3分の2は女性である。世界の成人の3分の1以上が、その大半は女性であるが、自分たちの生活の質を向上させ、社会的、経済的变化を形成し、それに適応する上役に立つような文字による知識、新しい技能、または技術に触れる手段を持っていない。小学校に在籍していない子供

#### 目標

##### 4.3 目標は以下の通りである。

- (a) 男女間の調和のとれた協力関係に基づく平等と公平を達成し、女性の潜在能力を完全に發揮できるようにする。
- (b) あらゆる段階で、政策及び意思決定プロセスに全面的に関与し、生産、雇用、収入創出活動、教育、保健、科学技術、スポーツ、文化、人口関連およびその他の分野の活動のあらゆる側面により、女性の持続可能な開発への貢献を益者、受益者として参加することにより、女性の確実に強化できるようにする。
- (c) 男性だけでなく、女性にも、各人にに対して人間としての基本ニーズを満たし、人権を行使するために必要な教育が確実に提供されるようにする。
- (d) 各国は、女性に力を与えるべく行動し、また以下の方法により、できる限り早急に男女間の不平等を排除するための措置をとるべきである。
  - (a) それぞれの地域及び社会において、政治プロセス及び公共の生活のあらゆるレベルで、女性が平等に参加し、公平に代表を務める機構を確立し、女性が自分たちの関心事やニーズについて発言できるようにする。
  - (b) 教育、技能開発、雇用を通じて、女性が潜在的能力を発揮できるように推進し、女性の貧困、識字率の低さ、不健康状態の撲滅を最重要事項とする。
  - (c) 女性を差別するあらゆる慣習を排除し、女性が生殖と性に関する健康に関する権利をはじめとする、自分たちの権利を確立し、実現するための手助けを行う。
  - (d) 伝統的な職業以外で収入を稼ぐための女性の能力を向上させ、経済的自立を果たし、労働市場及び社会保障制度に対して平等な機会が女性に与えられるように適切な措置をとる。
  - (e) 女性に対する暴力を排除する。
  - (f) 避妊具・薬の使用の証明や妊娠を根拠とする差別等、女性に対する雇用者の差別の行為を排除する。
  - (g) 法律、規則、その他の適切な手段を通じて、女性が出産、授乳、育児と就業を両立できるようにする。

4.5 全ての国々が、あらゆる種類の経済的差別及びセクシャル・ハラスメントから女性を保護する、国内法及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等の加盟している国際条約を公布、履行、実施し、女性に対する暴力撤廃宣言、1993年の世界人権会議で採択されたヴィーン宣言、及び行動計画を完全に実施すべきその努力を行なうべきである。各國は、女性の権利を向上させる全ての既存の条約に署名、批准、批准、実施するよう求められている。

4.6 あらゆるレベルの政府は、女性が男性と同様に、財産及び土地を購入、所有、及び売却し、信用供与の資格を獲得し、自分の名義で、自分自身のために契約を交わし、法定相続権行使できるようにすべきである。

4.7 政府及び雇用者は、所得におけるジェンダーに基づく差を排除するために、採用、賃金、諸手当、訓練、職務上の安全におけるジエンダーによる差別を排除するよう求められている。

4.8 各国政府、国際機関、及びNGOは、各々の人事政策及び慣行が、人口・開発プログラムをはじめとするあらゆるプログラムにおいて、特に管理及び政策決定レベルにおいて、両性が平等に代表される原則に準拠するようすべきである。開発プログラムを性別に基づいて分析するため、及び女性の社会的、経済的、健康上の状態、及び資源へのアクセスに関するこれらプログラムの影響を評価するため、具体的な手順及び指標を案出すべきである。

4.9 各国は、女性、思春期の若者、子供に対するあらゆる形態の搾取、虐待、いやがらせ、暴力を排除するためには、あらゆる手段をとるべきである。予防措置と被害者のリハビリテーションの両方がこれに含まれる。各國は、女性、思春期の若者、子供の売買、売春による搾取等、品位を汚す行為を禁止し、これらの犯罪の犠牲者や、移民女性、女性の家事奉公人、女子学生等、潜在的に搾取されやすい状態にある女性の権利や安全の保護に特別な注意を払うべきである。この点において、国際的な保護手段や協力機構を確立し、上述の手段が確実に実施されるようにすべきである。

4.10 各国は、戦争及び民族浄化の意図的手段として、レイプ（強姦）や、その他の非人道的かつ品位を汚すように女性を取扱っている組織的実施状況を明らかにし、さらに非難すること、また当該虐待の犠牲者の肉体的、精神的リハビリテーションのために、あらゆる援助を提供することが求められている。

4.11 家族の健康、及びその他の開発分野の政策策定にあたっては、育児、家事労働、収入創出活動に対する責任が女性に要求する時間を今以上に考慮すべきである。女性に最も負担がかかる児童及び家事に関しては、男性の責任が強調されるべきである。

4.12 女性のための、草の根および地域社会を基盤とする活動グループの拡大、強化を及ぼすかについて、さらなる注意が払われるべきである。また、女性の家庭における労働環境が彼女たち自身の健康に悪影響を及ぼすことがあつてはならない。

4.13 各国は、男女双方の被雇用者が、労働時間のフレックス・タイム制、親としての休暇、託児施設、出産休暇、働く母親が授乳できるようにする政策、健康保険、その他の措置により、家庭と仕事の責任を果たせるようにする法律を制定し、プログラム及び政策を実施することができる。同様の権利は、インフォーマルセクターの就業者にも保障されるべきである。

4.14 増加する高齢者のニーズを満たすためのプログラムは、高齢者に占める女性の割合は男性よりも多く、また高齢者の女性は一般に、高齢者の男性よりも社会経済的地位が低いという事実を充分に考慮すべきである。

## B. 女児

### 行動の基礎

4.15 あらゆる社会で、性に基づく差別は人生の最も早い時期から始まることが多いので、女児に対する平等の促進は、女性が自分のあらゆる可能性を認識し、開発における対等のパートナーになるのを確かににする上で、必要な第一段階である。多くの国で、出生前の性別選択の実施、女の幼児死亡率の高さ、男子と比較した場合の女子の就学率の低さは、“男児志向”の姿勢が、女児の食物、教育、ヘルスケアにアクセスする機会を奪っている。こうした傾向は、胎児の性別を判定する技術の利用増加（結果的に、女の胎児は中絶されることになる）により、倍加されることが多い。幼児期から思春期を通じて、女児の健康、栄養、教育に行われる投資が重要な要素である。

### 目標

4.16 目標は以下の通りである。

法定最低年齢、可婚最低年齢に関する法律を厳格に施行し、さらに必要があれば、可婚最低年齢を引き上げるべきである。政府およびNGOは、特に教育及び雇用の機会を提供することにより、法定可婚最低年齢に関する法律の実施に対する社会の支持を作り出す必要がある。

- (b) 女児の価値に対する根柢を排除する。  
(c) 女児の良好な状態、特に健康、栄養、教育の点での改善を図る。

#### 行動

4.17 全体的に、家族及び社会の両方にとつての女児の価値は、将来子供を産む人、世話をする人という定義を超えて拡大し、彼女たちが暮らす社会の開発に全面的に参加するようにはじめとする。女性が社会政策の採用及び実施を通じて、強化されなければならない。社会のあらゆるレベルで、指導者は、男児志向に基づく家族内での様々なパターンのジェンダーに基づく差別に反対して、発言し、力強く行動しなければならない。女子の死亡率に過剰傾向がある時は常に、これを排除することを目指のひとつすべきである。栄養、ヘルスケア、教育、社会・経済・政治活動、及び公平な相続権に関して、女子と男子の平等の扱いを促進するには、特別な教育及び情報普及を行う努力が必要である。

4.18 2015年までに、全ての国で遅く初等教育の義務化の目標を達成するだけではなく、当該教育の質及び適性を改善する必要性に留意しつつ、女子及び女性が中等及び高等教育、また職業教育及び技術訓練をできる限り幅広く、また早い時期に受けられるようになることが、全ての国に対して求められている。

4.19 学校、メディア、その他の社会的機関は、既存の男女間の不平等を強化し、少女の自尊心を傷つけるような、あらゆる種類のコミュニケーション及び教育資材に見られる既成概念を排除するよう努力すべきである。各國は、女児の特定のニーズを認識する一方で、女子の教育を拡大することに加えて、教師の態度及び行為、学校のカリキュラム及び施設もまた、ジェンダーに基づくあらゆる偏見を排除するという公約を反映するようになる必要があることを認識すべきである。

4.20 各国は、女子及び若い女性の特別な栄養に関する教育、一般保健およびリプロダクティブルスに対する統合的アプローチを開拓すべきである。思春期の女子に対するこのような追加投資は、しばしば栄養及び医療面での幼児期に不十分であった点を埋め合わせることができるからである。

4.21 各国政府は、結婚は両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立することを保証する法律を厳格に施行すべきである。さらに、各國政府は、結婚を承認する

(a) 女児に対する、あらゆる形態の差別、及び結果として女の嬰兒殺し及び出生前の性別の選択に関する、有害かつ非倫理的な慣行を招く男児志向とう概念の根本原因を排除する。

- (b) 女児の価値に対する根柢を高め、同時に女子の自己イメージ、自尊心、及び地位を強化する。  
(c) 女児の良好な状態、特に健康、栄養、教育の点での改善を図る。

#### C. 男性の責任と参加

##### 行動の基礎

4.24 男女双方の知識、態度、及び行動の変化は、男女の調和のとれたパートナーシップを達成するための必要条件である。ほとんどの社会で、男性は家族の規模に関する個人的決定から、政府のあらゆるレベルで行われる政策及びプログラムの決定にいたるまで、生活のほとんどすべての局面で、圧倒的な権力を行使しているので、両性間の平等の実現において、男性は重要な役割を果たしていると言える。公的、私的生活において男女が対等なパートナーとなるためには、セクシュアリティー及びリプロダクティブルスについての男女間のコミュニケーションの改善、及び男女の共同責任に対する理解の向上が不可欠である。

##### 目標

4.25 家庭生活及び地域社会の生活をはじめとする生活のあらゆる局面での、両性間の平等を促進し、男性が自己の性と生殖に関する行動、並びに社会的及び家庭での役割に対して責任を取るようにはじめとすると共に、またそうできるようにする。

##### 行動

4.26 家庭生活及び地域社会の生活をはじめとする生活のあらゆる局面での、両性間分野に女性と男性が平等に参加することが、政府により促進、奨励される必要がある。これは、情報、教育、コミュニケーション、雇用に関する法律により、また経済的能力を付与する環境を作り出すことにより、遂行されねばならない。一例として、家庭と公的な責任の両立に関する選択肢が増えるような、男女に対する家族

## 休暇制度が挙げられる。

4.27 男性の責任分担を強調し、親としての責任、及び責任ある性および生殖に関する行動への男性の積極的な参加を促すために、特別な努力がはらわれるべきである。具体的には、家族計画、胎児、母体、及び子供の健康、HIV をはじめとする性感染症の予防、望まない妊娠及び危険の高い妊娠の回避、家庭の収入、子供の教育、健康、及び栄養に関する管理の分担及び貢献、男女の子供が平等に有する価値を認識し、そしてその価値を高めること等がこれに含まれる。家庭生活における男性の責任は、かなり早い時期からの子供の教育の中に含められるべきである。また、女性と子供に対する暴力行為の防止には特に重点が置かれるべきである。

4.28 各国政府は、とりわけ子供を支援する法律を施行することにより、子供が親から適切な財政的支援を受けられるようにする措置を取るべきである。各省政府は、子供及び家族に対する男性の責任及び財政的支援を確実にするような、法律及び政策の変更を検討すべきである。当該法律及び政策はまた、家族単位の維持または再構成を促すものでなければならない。また、虐待的関係からの女性の安全性が確保される必要がある。

4.29 国家及び地域社会の指導者は、男性の家庭生活への全面的参加と、女性の地域社会生活への完全な統合を促進すべきである。親及び学校は、安全、安心、かつ調和のとれた家庭生活のあらゆる局面における男性の責任分担に関する理解とともに、女性及び女子を対等のものとして尊重する姿勢をできるだけ早い時期から少年に植え付けるようになる必要がある。また、性的に活発な年齢に達するまでの少年たちを対象とする適正なプログラムが、早急に必要である。

## リプロダクティプライツとリプロダクティブルヘルス

7.1 本章は特に第2章に掲げた原則、殊にその冒頭文書に則っている。

### A. リプロダクティプライツとリプロダクティブルヘルス

#### 行動の基礎

7.2 リプロダクティブルヘルス (reproductive health) とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的、個別の、安全で満ち足りた性生活を営むことができる、リプロダクティブルヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味する。この最後の条件で示唆されるのは、男女とも自ら選択した安全かつ効果的で、経済的にも無理がなく、受け入れやすい家族計画の方法、ならびに法に反しない他の出生調節の方法についての情報を得、その方法を利用する権利、および、女性が安全に妊娠・出産でき、またカップルが健康な子どもを持って最も善い機会を与えるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。上記のリプロダクティブルヘルスの定義に則り、リプロダクティブルヘルス、ならびに出産する時を責任を持つて自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブルヘルスを認める権利を認めることにより成立している。その権利には、人権に関する文書にうたわれているように、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。この権利を行使するにあたって

7.3 上記の定義を念頭に置くと、リプロダクティプライツは、国内法、人権に関する国際文書、ならびに国連で合意したその他関連文書ですでに認められた人権の一部をなす。これらの権利は、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任を持つて自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブルヘルスを得る権利を認めることにより成立している。その権利には、人権に関する文書にうたわれているように、差別、強制、暴力を受けること

は、現在の子どもと将来生まれてくる子どものニーズおよび地域社会に対する責任を考慮に入れなければならない。すべての人々がこれらの権利を負担を持って行使できるよう推進することが、家族計画を含むリプロダクティブヘルスの分野において政府および、地域が支援する政策と家族計画の一環として、相互に尊敬しあう対等な男女関係を促進し、特に思春期の若者が自分のセクシュアリティに積極的に、かつ責任を持って対処できるよう、教育とサービスのニーズを満たすことに最大の関心を払わなければならない。世界の多くの人々は、以下のようないくつかのニーズを享受できない。すなわち、人間のセクシュアリティに関する不十分な知識、リプロダクティブヘルスについての不適切または質の低い情報とサービス、危険性の高い性行動の蔓延、差別的な社会慣習、女性と少女に対する否定的な態度、多くの女性が自らの人生の中の性と生殖に関しては権限しか持たないことがある。思春期の若者は特に弱い立場にある。これは大部分の国では情報と関連サービスが不足しているためである。高齢の男女は性に関する健康およびリプロダクティブヘルスについて特有の問題を抱えているが、十分な対応がなされている場合が多い。

7.4 本行動計画の実施は、上記の性に関する健康とリプロダクティブヘルスについての包括的な定義に則るものとする。

#### 目的

7.5 目的は次の通りである。

- 包括的に事実に基づく情報と、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルスケア・サービスが、すべての利用者に利用可能で、経済的にも無理がなく、受け入れることができ、便利であることを保障すること。
- 自ら選択した出産と家族計画の方法、また、法律に反しないその他の出生調節の方法に関する、責任ある意思決定を自発的に行うことを探査すること。
- それを支援すること、およびそのための情報、教育、手段を持つこと。
- 一生の間に変化するリプロダクティブヘルスのニーズを満たし、地域社会の多様な状況を配慮しながらそれを行うこと。

#### 行動

7.6 すべての国は、できるかぎり早急に、遅くとも2015年までに当該年齢のすべての個人がプライマリー・ヘルスケア制度を通してリプロダクティブヘルスを得られるよう努めなければならない。プライマリー・ヘルスケアの観点から見たりプロダクティブヘルスケアは中でも次の項目を含まなければならぬ。すなわち、家族計画のカウンセリング・情報・教育・コミュニケーションとサービス；出産前

のケア・安全な出産・出産後のケア、特に授乳、乳児と女性のヘルスケアに関する教育とサービス；不妊の予防と適切な治療；妊娠中絶と妊娠中絶を及ぼす影響への対策を含む。8.25に規定された妊娠中絶；生殖器系感染症の治療；性感染症とその他のリプロダクティブヘルスの諸状況；人間のセクシュアリティ・リプロダクティブヘルス・親としての責任に関する適切な情報・教育・カウンセリングである。家族計画のサービス、さらには妊娠・出産・妊娠中絶の合併症、不妊、生殖器系感染症、乳癌、生殖系の癌、HIV/AIDS を含む性感染症の診断・治療が、必要に応じ常に受けられなければならない。女性性器切除などの有害な慣習を積極的に防止するとともに、リプロダクティブ・ヘルスケアプログラムを含んだプライマリー・ヘルスケアの重要な構成要因でなければならない。

7.7 リプロダクティブ・ヘルスケアプログラムは、思春期の女子を含む女性のニーズを満たすよう各種サービスの指導、企画、意思決定、管理、実施、組織作り、評価にあたっては女性を参加させなければならぬ。政府の他の団体はヘルスケア制度のすべてのレベルにおいて女性を参画させるよう積極的な手段を講じなければならない。

7.8 リプロダクティブ・ヘルスケアプログラムは、思春期の女子を含む女性のニーズを満たすよう革新的なプログラムが開発されなければならない。そのようなプログラムは、男性が家族計画や家事、育児の責任をもつと平等に分担するよう、そして、性感染症予防のための主要な責任を受けれるよう、男性を教育し、かつ男性がそうできるようにしなければならない。このプログラムは、職場や家庭、娯楽の場を通し男性に対し実施されるべきである。少年と思春期の若者への働きかけも、親の支援と指導により、また子どもの権利条約に則つて、学校や青年組織、彼らが集まるすべての場所を通じて行わなければならない。避妊および AIDS を含む性感染症予防のため、男性が自発的に使える適切な方法を推進し、これを適切な情報とカウンセリングとともに利用可能にしなければならない。

7.9 政府は、公衆衛生プログラムの管理を地方に委譲することにより、また、地方レベルのNGO、ヘルスケアを提供する民間団体と協力関係を結ぶことにより、リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスにおける地域の住民参加を一層推進しなければならない。地方レベルの女性団体や労働組合、協同組合、青年プログラム、宗教団体を含むあらゆる種類のNGOが、より良いリプロダクティブヘルスの推進に関わることを促していくなければならない。

7.10 開発途上国のプログラムに対する国際的な援助を阻まずに、国際社会は要請に応じ、訓練、技術援助、短期の避妊器具・薬の供給ニーズと、政府統制経済から市場経済への移行段階にある国々のニーズを考慮しなければならない。移行期の国々

年の間にますます利用可能になったことは、世界の多くの事柄に関する個人の選択や責任ある意思決定の機会を一層増やしてきた。現在、開発途上地域の約55%のカップルは何らかの方法で家族計画を行っている。この数字は1960年代からほぼ5倍の増加となっている。家族計画プログラムは、開発途上国の平均出生率を下げることになり貢献し、1960年代には女性一人あたり約6-7人だったの率が、現在では約3-4人となっている。しかしながら、世界の少なくとも3億5千万のカップルはすべての近代的な家族計画の方法が依然利用できないままになっている。しかし、彼らの多くは次の妊娠を先に延ばす、または防ぐことを望んでいる。調査データは、もしより正確な情報と経済的にも無理がないサービスがもつて容易に得られるならば、また、配偶者や拡大家族、地域社会の支援もつとあれば、近代的な家族計画の方法を、今実際利用している者に加え、さらに世界中でおそらく1億2千万の女性が利用しているであろうことを示している。情報とサービスを求める、それを必要としている性別に活発な未婚者は相当数に達し、現存するサービスの大きな格差を埋めるためには、これから数年間、家族計画と避孕器具・薬を迅速に普及させる必要が出てくる。家族計画プログラムの質は避孕利用のレベルと継続の度合い、またサービスへの要求の高まりと直接関係していることが多い。家族計画プログラムが最も良い成果を生むのは、それが密接に関連した健康に関するニーズを扱う、より広範なプログラムの一部であるとき、またはそれと関連づけられているとき、あるいは、女性がサービスの企画、提供、運営、評価に完全に参加しているときである。

- 7.14 目的は次の通りである。
- (a) 最高の健康、責任感、家族の良好な状態を促進し、すべての人の尊厳と自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を選択する権利を尊重するような枠組みにおいて、カップルと個人が自分たちの生産と性をめぐる(リプロダクティブ)様々な目標を達成できるよう助けること。
  - (b) 望まない妊娠を防止し、危険の高い妊娠や罹病、死亡を減らすこと。
  - (c) 質の高い家族計画サービスをそれを必要とし、それを求めている人すべてに、経済的にも無理がなく、受け入れやすく、利用可能なものにし、同時に秘密を守ること。
  - (d) 家族計画についての助言、情報、教育、コミュニケーション、カウンセリング、サービスの質を向上させること。
  - (e) 家族計画の実施に際して男性の参加と責任分担を高めること。

ではリプロダクティブルスの質は低く、場合によっては危険をしている。同時に、そぞらの国々も自ら幅広い避妊方法を含むリプロダクティブルス・ヘルスケアの利用が制限されおり、自らのリプロダクティブルスリプロダクティブライツが特定の深刻な脅威にさらされる可能性がある。サービスは、個々の女性と思春期の若者のニーズに対して特に注意深くなければならない。また、彼らのしばしば無力な状況に応えるものでなければならない。

また、性暴力の被害者である人々には特別の注意を払う必要がある。

## B. 家族計画

### 行動の基礎

7.12 家族計画プログラムの目的は、カップルと個人が、自分たちの子どもの数と出産間隔を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができ、十分な情報に基づいた選択を保障され、安全でかつ効果的なすべての方法が利用可能であるようになります。人口教育と家族計画プログラムが様々な状況において成功しているということは、十分な情報を与えられた個人は場所を問わず、自分自身そしてまた家族、地域社会の必要に照らし合わせて、責任を持つて行動でき、かつ実際にそのように行動するということを示している。十分な情報をに基づく自由な選択の原則は、家族計画プログラムの長期的な成功に不可欠である。いかなる形の強制も開示してはならない。すべての社会において、出産や家族の規模に関する個人の決定を抑制する方向で影響を与える多くの社会的・経済的な要因が存在する。過去一世紀にわたって、多くの政府は出生を低下または増加させるために、具体的な奨励策と抑制策を含む制度を試みてきた。このような制度の大半は、過去において、出生にはわずかの影響しか及ぼさず、ある場合には逆効果であった。政府が掲げる家族計画の目標は、情報とサービスに対する潜在的なニーズという観点から設定されなければならない。人口に関する目標や開発戦略の誤謬としては合法的に認知されているが、利用者を募るために割当という形で家族計画提供者に強制してはならない。

7.13 より安全な近代的避妊法が、いくつかの点ではまだ不十分とはいえるが、過去30

## (f) 出産間隔を置くために母乳を推進すること。

### 行 動

7.15 政府と国際社会は、家族計画における自発的な選択の原則を支持するために、行使できるすべての手段を活用しなければならない。

7.16 すべての国は今後数年間にわたって、質の高い家族計画サービスに対する国の潜在的ニーズの度合いとそれをリプロダクティブヘルスの範疇の中でどう統合させるかを、人口の中でも最も無力な、恵まれない集団に特別な注意を払いながら、検討しなければならない。すべての国は、それぞれの人口における家族計画のニーズを満たすための手段を講じ、すべての場合遅くとも2015年までに、安全で信頼できる家族計画の方法と法に反しない関連のリプロダクティブヘルス・サービスを誰でも広く利用できるよう努めなければならない。その目的は、カップルと個人が自分たちの生殖と生をめぐる様々な目標を達成できるよう助け、自らの選択によって子どもを持つ権利を行使する十分な機会を彼らに与えることでなければならない。

7.17 あらゆるレベルの政府に求められているのは、家族計画管理者・提供者の問題行為の発見、防止、取り締まりを念頭に置き、利用者主体のサービスを監査、評価するシステムを設けること、またサービスの質が確実に向向上し続けるように保障することである。この目標に向けて、政府は、責任ある自発的で十分な情報に基づく同意の保障を目指した家族計画とその他関連のあるリプロダクティブヘルス・サービスを実施するにあたって、またサービスの提供に関して、人権と倫理的・専門的な基準に確実に合致するようにしなければならない。体外受精の技術は適切な倫理規定と医学基準に従って提供されなければならない。

7.18 NGOは、地域社会と家族の支援を結集し、家族計画を含むリプロダクティブヘルス・サービスの便宜と受容度を高める上で積極的な役割を果たし、十分な情報に基づく選択を基本にケアを準備し、提供する過程で政府と協力しなければならない。また、NGO自身のプログラムも含め、公的および民間のプログラムの監視を助ける上でも積極的な役割を果たさなければならない。

7.19 潜在的ニーズを満たす努力の一環として、すべての国は家族計画サービスを利用する際、残るすべての主要な障害を突き止め、除去するよう努めなければならない。これらの障害のいくつからは、現存の家族計画サービスが不十分で、質が低く、コストがかかることと関連している。情報とサービスの再検討と拡大を通して、その他、カップルと個人が、子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時にについて十分な情報に基づく自由な意思決定を下す能力、自分自身を性感染症から保護する能力

を高める方法を通して、2005年までに家族計画の利用を妨げずすべてのプログラム関連の障害を除去することは、公的・民間・非政府の家族計画組織の目標でなければならない。

7.20 殊に、政府は、情報と家族計画サービスおよび方法の入手の便宜に対する法律、医学、臨床、規制上の不必要的障害を除去することにより、個人とカップルが自らのリプロダクティブヘルスに対する責任を持つことが容易にできることにしなければならない。

7.21 すべての政治および地域社会の指導者は家族計画とリプロダクティブヘルスの提供と利用を促進、合法化するにあたって、強固で、持続的かつ前面に立つ役割を果たすよう求められている。すべてのレベルの政府は、あらゆる可能なルートを通じて、質の良い公的・民間の家族計画およびリプロダクティブヘルスについての情報・サービスを好ましい環境を提供するよう求められている。最後に、サービスを全額負担できないすべての人のニーズを満たすことを助けるため、すべてのレベルの指導者と議員は、家族計画を含んだリプロダクティブヘルスに対する彼らの公的支持を、予算、人的資源、行政上の資源の適切な配分という形にもつていかなければならぬ。

7.22 政府は、奨励策、抑制策を含む制度ではなく、教育と自發的な手段を通じて、その努力の大半を人口と開発の目標を果たすこと集中させることに集中させている。

7.23 これから数年間、すべての家族計画プログラムにおいてケアの質を向上させるために相当の努力がなされなければならない。その他の手段として、プログラムは以下のことを行わなければならない。

(a) カップルと個人にとって適切な方法は、年齢・産んだ子どもの数・希望する家族の規模、その他の要因によって変わることを認識すること、そして、女性と男性が十分な情報に基づく選択を行うことができるよう、可能な限り最も広範囲の、安全で効果的な家族計画の方法について情報を得、それを利用することができるようになること。

(b) 様々な家族計画の方法について、健康上の危険と利点、起こり得る副作用、HIV/AIDSとその他の性感染症の蔓延防止に対する効果を含めた、入手可能で、完全で、正確な情報を提供すること。

(c) 利用者にとって、サービスをより安全で、経済的にも無理がなく、便利で、容易に利用できるものにし、強化された調達システムを通じて、必要な質の高い避妊器具・薬を十分に、そして継続的に供給することを保障すること。プライバシーと秘密は保障されなければならない。

(d) すべてのヘルスケア提供者、保健に携わる教育者・管理者向けに、個人間のコミュニケーションとカウンセリングにおける公式・非公式の訓練を拡大、向上させること。

(e) 避妊器具・薬の使用による副作用の治療も含めた、事後の適切なケアを保障すること。

(f) 関連のリプロダクティブヘルス・サービスが現地で、または強力な照会機構を通じて、確実に利用可能であること。

(g) サービスを適時に評価していくため、成果を量的にはかる尺度に加え、効果的な管理情報システムや調査の技術といった手段を通じて、サービスの現利用者、潜在的利用者の観点を考慮した質的な尺度により重点を置くこと。

(h) 家族計画とリプロダクティブヘルス・プログラムは、母乳教育と支援サービスに重点を置かなければならない。これは出産間隔を置くことと、母子の健康、および子どもの生存率向上に同時に寄与すること。

7.24 政府は、女性が妊娠中絶を避けたのを助けるための適切な手段を講じなければならぬ。いかなる場合にも、妊娠中絶は家族計画の方法として推進されなければならない、また、妊娠中絶に依存せざるをえなかつた女性には、すべてのケースに対し、思いやりのある治療とカウンセリングを提供しなければならない。

7.25 次の10年とそれ以降にわたる、避妊器具・薬の需要の実質的な増加を満たすため、国際社会は、開発途上国と経済が移行段階にある国々におけるリプロダクティブヘルス・プログラムに不可欠な避妊器具・薬とその他の物資の確保を目指し、効率的な調整システムと世界・地域・準地域レベルの施設を確立するよう緊急に動きださなければならない。国際社会はまた、開発途上国の自立を促進するため、開発途上国に対する技術移転のような施策を考慮し、リプロダクティブヘルス・サービスに不可欠な質の高い避妊器具・薬とその他の物資を開発途上国が生産・配布できるようにしなければならない。関係する国々の要請に応じて、世界保健機関(WHO)は家族計画の方法に関する質、安全性、効力について助言を与えて続けなければならない。

7.26 リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスの提供は公的部門に制限されてはならず、地域のニーズと資源に応じて、民間部門とNGOも参画させなければならぬ。またそれが適切な場合は、社会での市場作りや地域に根ざしたサービスなど、コストの回収やサービス提供のための効果的戦略を含んでいなければならない。出張サービスを通して利用の便を改善するよう特別の努力が払われなければならない。

### C. 性感染症とヒト免疫不全ウイルス(HIV)の予防

#### 行動の基礎

7.27 世界における性感染症の発生率は高く、増加している。HIV感染の出現とともに、その状況はかなり悪化した。世界の一部ではいくつかの性感染症の発生率は安定してきたものの、多くの地域では発生率は増加している。

7.28 女性は彼女たちが直面している社会的・経済的不利益のために、HIVを含む性感染症に特にかかりやすくなっている。それは、例えばパートナーの危険の高い性行動にさらざれるということからも分かる。女性の場合は、性感染症の感染の症状がしばしば出ない。そのため、男性よりも診断が難しくなっており、不妊症や子宮外妊娠の危険が高まることも含め、健康に与える影響はより深刻である。女性が男性感染者から感染する危険もまた、男性が女性感染者から感染する危険よりも大きい。多くの女性は自分を守る手段がなく無力な状況にある。

#### 目的

7.29 目的は、少女と女性に特別の注意を払いながら、HIV/AIDSを含む性感染症および(それら性感染症に起因する)不妊症などその合併症の発生を予防し、減少させ、その治療を行うことにある。

#### 行動

7.30 リプロダクティブヘルス・プログラムは、特にプライマリー・ヘルスケアのレベルで、性感染症と他の生殖器系感染症を予防・発見・治療するために一層努力しなければならない。リプロダクティブヘルス・プログラムを利用できない人々に対しては、出張サービスを実施するための特別の努力がなさなければならない。

7.31 あらゆる家族計画提供者を含む、すべてのヘルスケア提供者には、性感染症、特にHIV/AIDSを含んだ、女性と若者における感染症の予防と発見のための特別な訓練とカウンセリングが与えられなければならない。

7.32 責任ある性行動ならびにHIVを含む性感染症の効果的予防のための情報、教育、カウンセリングは、すべての生殖と性に関するヘルス・プログラムの必須要因となつていなければならない。

7.33 質の高いコンドームの促進と信頼のおける供給と配布は、すべての生殖と性に

関するヘルスケアサービスの必須要因となっていない。すべての関連する国際機関、特に世界保健機関（WHO）は、コンドームの入手を大幅に増やすければならない。政府と国際社会はHIV/AIDSの感染と蔓延を減らすためのあらゆる手段を提供しなければならない。

#### D. 人間のセクシュアリティおよびジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）の関係

##### 行動の基礎

7.34 人間のセクシュアリティとジェンダーの関係は互いに密接に関連しており、それらは共に、男性と女性が性に関する健康を獲得、維持する能力と生殖と性をめぐる様々な生活を管理する能力に影響を与える。人間の身体の不可侵性に対する十分な敬意を含め、性関係と生殖に関する事柄における男女の平等な関係には、相互の尊重と性行動の結果に対する責任を進んで受け入れることが必要である。責任ある性行動、感受性、ジェンダーの関係における平等は、成長期に教え込まれた場合特に、尊重しあう協調的な男女のパートナーシップを高め、促進する。

7.35 女性に対する暴力、特に家庭内暴力とレイプは広まっているが、女性が、パートナーがとする危険性の高い性行動の結果、AIDSと他の性感染症の危険にさらされている。多くの国で、女性のセクシュアリティを管理することを意図した有害な慣習が大きな苦しみをもたらしている。その中には女性性器切除がある。これは基本的権利の侵害であり、また女性の健康にとって生涯にわたる大きな危険となる。

##### 目的

- (a) ジェンダー間の平等と相互尊重の関係を可能にし、個人の生活の質の向上に寄与するような、責任あるセクシュアリティの適切な育成を促進する。
- (b) 男女共が、良好な性に関する健康を獲得するために必要な情報・教育・サービスを利用できるよう保障すること。

##### 行動

- 7.37 男性の自らの性に関する健康と生殖に対する責任を強調し、その責任を行使する

ることを助けるような若者のための統合的性教育とサービスは、親の指導と支援とともに、また子どもの権利条約に則って、支援されなければならない。教育上の努力は、家庭内、地域社会、学校において遅切な年齢で始めるべきだが、成人、特に男性に対しても学校以外の教育や地域に根ざした様々な努力を通して、行わなければならぬ。

- 7.38 望まない妊娠やAIDSその他の性感染症の急速な蔓延、性的虐待と性暴力の大を緊急に防止する必要性にかんがみ、政府は責任ある人間のセクシュアリティの必要性と今性行動の現実をより理解したうえで国の政策をうちたてなければならない。

7.39 性的虐待、搾取、人身売買、暴力などのあらゆる虐待から、女性、若者、子どもを保護する必要性についての活発で自由な論議が、国・地域レベルの教育プログラムによって推進されなければならない。政府は犠牲者に自分の権利の侵害を報告するよう促すため必要な条件と手続きを設定しなければならない。このようないくつかの問題を取り扱う法律はそのような法がない場合は制定されねばならない。そして、適切なりハビリテーション（社会復帰）強化され、施行される必要がある。そのサービスも提供されなければならない。政府はまた子どものボルノの制作と売買を禁止しなければならない。

7.40 政府と地域社会は、女性性器切除の慣習をなくし、同じような不需要で危険なすべての慣習から女性と少女を保護するための手段を緊急に講じなければならない。この慣習を除去するための手段は、村の指導者や宗教的指導者も取り込んだ地域社会の強力な出張サービス、慣習が少女と女性の健康に及ぼす影響に関する教育とカウンセリング、女性性器切除を受けた少女と女性のための適切な治療とりハビリテーションを含んでなければならない。サービスには、この慣習をやめさせるよう女性と男性にカウンセリングを行うことが含まれていなければならない。

#### E. 思春期の若者

##### 行動の基礎

7.41 集団としての思春期の若者のリプロダクティブヘルスは、現存するリプロダクティブヘルス・サービスの中では、今までほとんど無視されてきた。思春期の若者のリプロダクティブヘルスのニーズに対する社会の対応は、責任ある意思決定に必要な成熟レベルに達するのに役立つ情報に基づいていないなければならない。特に、情報とサービスは、思春期の若者が自分のセクシュアリティを理解し、望ま

7.42 教育や収入を得る機会が乏しいこと、性的に擇取されていることは、思春期の若者の出産が多いことの重要な要因となっている。開発途上国でも先進国でも、人生のはつきりした選択肢がほとんどない思春期の若者は、妊娠と出産を避けたる動機をほとんど感じない。

7.43 多くの社会で思春期の若者は性的行動をとるようプレッシャーを受けている。若い女性、殊に低収入の思春期の若者は（そのようなプレッシャーに対し）特に無力である。性的に活発な思春期の若者は、男女とも、HIV/AIDSを含む性感染症にかかり、それを伝染させる危険性が非常に高まっており、しかも通常自分を守る方法について知識が乏しい。思春期の若者のためのプログラムは、思春期の若者が、自らの生殖と性に関する健康の必要性を明らかにし、彼らがそれに応えるプログラムの企画に全面的に参画することを保障されたとき、最大の効果を發揮することが証明されている。

## 行 動

7.45 思春期の若者の刻々と変化する受容能力に見合った方法で、思春期の若者に、性と生殖に関する事柄について適切な方向づけと指導を行うことに対し、親およびその他の思春期の若者に対して法律上の責任を持つ者の権利、義務、責任を認めた上で、国はヘルスケア提供者のプログラムや彼らの態度のために、思春期の若者が性感染症と性的虐待に関するものを含んだ適切なサービスと必要な情報を利用することを制限されることのないよう保健しなければならない。この保障をするにあたり、また、中でも性的虐待の問題に対処するために、これらのサービスは、文化的価値、宗教上の教義を尊重しながら、思春期の若者のプライバシーと秘密、尊重、インフォームド・コンセントに対する権利を保護しなければならない。こうした条件の下で国は、適切な場合には、思春期の若者のためのリプロダクティブルースの情報やケアを妨げる法律や規制上の障害を取り除かなければならない。

7.46 国は、国際社会の支援を得て、リプロダクティブルースについての教育、情報、ケアに対する思春期の若者の権利を保護・促進し、思春期の妊娠数を大幅に減らさなければならぬ。

7.47 政府は、NGOと協力して、思春期の若者の特別のニーズを満たし、これらのニーズに応える適切なプログラムを設定するよう求められている。このようなプログラムは、ジェンダーの関係と平等、思春期の若者に対する暴力、責任ある性行動責任ある家族計画の実行、家庭生活、リプロダクティブルース、性感染症、HIV感染、AIDSの予防といった領域における、思春期の若者の教育とカウンセリングのための支援体制を含んでいいなければならない。性的虐待と近親姦の防止と治療、その他のリプロダクティブルース・サービスのためのプログラムが提供されなければならぬ。このようなプログラムでは、思春期の若者に情報を提供するとともに、前向きの社会的・文化的価値を強化するよう意識的な努力がなされなければならない。

7.48 プログラムは、責任ある性行動、生殖に関する行動に対し思春期の若者にに対して指導する地位にあるすべての人、特に家族、また地域社会、宗教組織、学校、マス・メディア、ピア・グループ（仲間集団：年齢・地位のほぼ等しい、同一価値観をもつ集団）を参加させ、訓練しなければならない。政府とNGOは、親が自分の子どもの成熟過程、特に性行動とリプロダクティブルース面でのそれを支える親の教

## 目 的

- 7.44 目的是次の通りである。
- 自発的禁欲を含む健康で責任ある生殖と性行動を推進し、その年齢集団に特にふさわしい適切なサービスとカウンセリングの提供を通じ、望まない妊娠、安全でない妊娠中絶20、HIV/AIDSを始めとした性感染症を含む、思春期の性と生殖に関する健康の問題に対処すること。
  - すべての思春期の妊娠を実質的に減らすこと。

育上の義務をより良く満たせるよう、子どもと親の対話を向上するという目的に基づいて、親の教育プログラムを推進しなければならない。

## 第8章

### 健康、罹病および死亡

#### A. プライマリーヘルスケアとヘルスケア部門

##### 行動の基礎

- 8.1 20世紀の主な業績の一つは、過去に例を見ないほどの人間の寿命の伸びである。過去半世紀に、世界の平均寿命は全体でおよそ20年伸び、出生後最初の1年で死亡する危険性は、ほぼ3分の2も低下した。にも関わらず、このような業績は、世界人口行動計画と1978年に国際プライマリーヘルスケア会議で採択されたアルマアタ宣言で予測されていなかった。いまだに国全体として、あるいは多くの国のかなりの規模の住民集団の間で、きわめて高い罹病率と死亡率が見られる。社会経済的状態や民族別の状況と結びついた格差はかなり大きなことが多い。経済体制移行中の多くの国では、事故と暴力に起因する死亡により死亡率が大幅に上昇した。

- 8.2 世界の大部分の地域で記録された平均余命の伸びは、公衆衛生とプライマリーヘルスケア・サービスへのアクセスが大きく進歩したことを見ている。特筆すべき業績としては、世界の子供の約80パーセントのワクチン接種、経口補水法などの低コスト治療法の普及が挙げられ、これにより子供の生存率を引き上げたことなどがあげられる。だが、このようないい業績は全ての国で実現されることはなく、予防可能あるいは治療可能な病気が、いまだに乳幼児の主要死亡原因を占めている。さらに、多くの国の人々の部分が、清浄な水と衛生施設を利用できず、過密状態での生活を余儀なくされ、十分な栄養を摂取できない状態にある。大勢の人々の間に、いまだに結核、マラリア、住血吸虫病などの伝染性の寄生虫や水を媒介とする病気による危険性が残っている。しかも、環境の悪化と職場での有害物質との接触が健康に及ぼす影響が、多くの国で、ますます大きな懸念要因となっている。同様に、(現在)増え続けているタバコ、アルコール、麻薬の消費により、いずれ労働年齢の人々と高齢者の間に、大きな犠牲を強いる慢性病の顕著な増加が起きると思われる。公共部門の経費削減、利用可能な保健資源の誤った配分、構造調整、市場経済への移行の結果として多くの国で起きている保健関係その他の公共サービスへの支出削減の影響は、ライフスタイル、生計、消費パターンに重要な変化を一挙にもたらし、また、それが罹病率と死亡率上昇の要因ともなっている。持続的な経済成長には経済改革が不可欠だが、構造調整計画の策定と実施に社会的

## 監訳者あとがき

この行動計画は、1994年9月5～13日カイロ（エジプト）で開催された「国際人口・開発会議」において討議され採択に至った文書ですが、同会議以前にも3回の準備会合において活発な議論の下、多くの修正が施されてきた経緯があります。最終的に多くの文言が盛り込まれることとなり、原文で100ページを越えるものとなつた結果、原文そのものにおいても必ずしも趣旨が明快でないところもあります。このような事情もあり、翻訳及びそのチェックに予想外の時間がかかり、当初の刊行予定を大幅に超えてしまつたことをお詫び申します。

翻訳に当たつては、関係省庁およびNGOの方々から、本当にたくさんのお力をお預かりしました。頂いたコメントの中には、訳の統一性の維持及び日本語としての明快性の確保等の理由により採用できなかつたものもありますが、この場を借りて御協力をいただいた方々に厚く御礼申し上げます。翻訳に際しては、原文のニュアンスを損なわないようできる限り忠実に訳すよう努めましたが、なお、十分な訳となつてない部分も残されているかと思います。これらについては、読者のご批判を仰ぎたく存じます。

なお、本書の刊行に当たりましては、世界の動き社およびインターラーブ社の方々に大変お世話になりました。ここに感謝申し上げる次第です。

国際人口・開発会議「行動計画」  
—カイロ国際人口・開発会議（1994年9月5～13日）採択文書—

1996年6月27日 第1版第1刷発行

監訳 外務省  
日本語版 (株) インターグループ  
編集 〒107 東京都港区赤坂4-9-17  
電話03-3479-5311  
発行所 (財) 世界の動き社  
〒105 東京都港区西新橋2-17-1  
電話03-3436-5280  
定価800円 (本体777円)

©Printed in Japan

落丁・乱丁はお取り替えいたします。  
本書の内容を無断で複数複数（コピー）すると法律で罰せられることがあります。

( 二 ) 一 九 一 九 一 九 )

卷之二

———138

卷之二

———002

卷之二

———012

卷之二

———015

卷之二

———010

卷之二

———011

卷之二

———012

卷之二

———013

卷之二

———014

卷之二

———015

卷之二

———016

卷之二

———017

卷之二

———018

卷之二

———019

卷之二

———020

卷之二

———021

卷之二

———022

卷之二

———023

卷之二

———024

卷之二

———025

卷之二

———026

卷之二

———027

卷之二

———028

卷之二

———029

卷之二

———030

卷之二

———181

卷之二

———182

卷之二

———183

卷之二

———184

卷之二

———185

卷之二

———186

卷之二

———187

卷之二

———188

卷之二

———189

卷之二

———190

卷之二

———191

卷之二

———192

卷之二

———193

卷之二

———194

卷之二

———195

卷之二

———196

卷之二

———197

卷之二

———198

卷之二

———199

卷之二

———200

卷之二

———201

卷之二

———202

卷之二

———203

卷之二

———139

卷之二

———140

卷之二

———141

卷之二

———142

卷之二

———143

卷之二

———144

卷之二

———145

卷之二

———146

卷之二

———147

卷之二

———148

卷之二

———149

卷之二

———150

卷之二

———151

卷之二

———152

卷之二

———153

卷之二

———154

卷之二

———155

卷之二

———156

卷之二

———157

卷之二

———158

卷之二

———159

卷之二

———160

卷之二

———161

卷之二

卷之三

第三十章 感染の體  
O 100-110ml/day 1-10ml/day 1-10ml/day  
感染症の初期には、尿量は増加するが、尿量が減少する場合は、腎臓の機能障害を示すものとされる。尿量が増加する場合は、腎臓の機能亢進を示すものとされる。

○ 10 〔前編〕 三編 十編  
第三回 〔前編〕 三編 十編  
第二回 〔前編〕 三編 十編  
第一回 〔前編〕 三編 十編

大德重也。故曰：「天子之恩，莫大焉。」

20

卷之三

人也。故其子曰：「吾父之執事，其人也。」

## 国内行動計画の変遷

### 各省庁男女共同参画推進本部主管課一覧

年	国内行動計画策定の推移	国際社会の動向
昭和50年7月 (1975)		国際婦人年世界会議 「世界行動計画」(1975~85年)
52年1月 (1977)	「国内行動計画」 計画期間：今後10年間(昭52~61)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 「国連婦人の十年後半期行動アジェンダ」(1980~85年)
55年7月 (1980)		
56年5月 (1981)	「婦人に向けた施策の推進のための 「国内行動計画」後期重点目標」 (昭和56~61)	「国連婦人の十年」ナイロビ 世界会議 「婦人の地位向上のためのナイト ジ将来戦略」(1986~2000年)
60年7月 (1985)		
62年5月 (1987)	「西脅2000年に向けての新国内 行動計画」 基本的施策：62~75(平成12)年度 具体的施策：62~65(平成2)年度	
平成2年5月 (1990)		国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略に 関する第1回見直しと評議に伴う 勧告及び結論」(~2000年)
3年5月 (1991)	「西脅2000年に向けての新国内 行動計画(第一次改定)」 基本的施策：昭和62~平成12年度 具体的施策：平成3~7年度	
7年9月 (1995)		第4回世界女性会議 「北京宣言及び行動綱領」(~ 2000年)
8年12月 (1996)	「男女共同参画2000年プラン」 施策の基本的方向：21世紀初頭 具体的施策：平成12年度まで	

省 庁 部 ( 局 )	課 名	電 話	番 号
内閣総理大臣官房男女共同参画室	内 2461	3581-5003	
警察庁長官官房総務課	内 2189	—	
総務庁長官官房企画課	内 4162	3581-0713	
北海道開発庁総務課	内 2323	3581-1674	
防衛庁人事局人事第二課	内 3816	3401-6258	
経済企画庁国民生活局国民生活政策課	内 5315	3581-0385	
科学技術庁長官官房総務課	内 243	3581-5938	
環境庁企画調整局企画調整課	内 6216	3580-1702	
沖縄開発庁総務局総務課	内 4016	3581-6724	
国土庁長官官房総務課	内 7122	3501-5246	
法務省大臣官房秘書課	内 2083	3592-7002	
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課	内 2831	3581-4995	
大蔵省大臣官房松谷審議官室	内 5162	3592-1018	
文部省生涯学習局婦人教育課	内 2654	3581-3566	
厚生省大臣官房政策課	内 2257	3595-2159	
農林水産省農産園芸局婦人・生活課	内 4378	3501-1962	
通商産業省大臣官房企画室	内 5523	3580-5113	
運輸省通輸政策局政策課	内 5623	3501-0650	
郵政省大臣官房企画課企画調査室	内 5623	3504-4194	
労働省婦人局政策課	内 5623	3502-6762	
建設省大臣官房文書課	内 2213	5251-1803	
自 治 省 大臣官房企画室	内 2631	5574-7215	
人 事 院 管 理 局	内 222	3581-2772	

## 目次

# 男女共同参画 2000年プラン

—男女共同参画社会の形成の促進に関する  
平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画—

## 第1部 基本的考え方

1 経緯等	1
(1) これまでの取組	1
(2) 第4回世界女性会議の開催	2
(3) 国内本部機構の強化と21世紀を展望した総合的 ビジョンの策定	2
2 基本的考え方と構成	3
(1) 計画の考え方	3
(2) 計画の構成	4

## 第2部 施策の基本的方向と具体的な施策

1 男女共同参画を推進する社会システムの構築	8
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	8
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	8
ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進	9
イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進	11
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請	10
ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援	11
イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する協力要請	11
(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組 の支援	10
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供	12
ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施等	13
イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	13
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の 見直し、意識の改革	14
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	14
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	16
(3) 法識字の強化	16
(4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供	18

平成8年12月

男女共同参画推進本部

## II 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	20	41
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	20	43
(2) 働く女性の妊娠・出産にかかる保護	22	44
(3) 女性の職業能力開発と能力発揮の支援	22	44
(4) 多様な働き方を可能とする就業条件整備	24	44
ア パートタイム労働対策の総合的な推進	24	44
イ 労働者派遣事業に係る対策の推進	25	45
ウ 女性起業家に対する支援	25	45
エ 家族従業者等に対する支援	27	45
オ 新しい就業形態等をめぐる対策の推進	27	45
4 豊山漁村におけるパートナーシップの確立	28	46
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	28	46
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	28	46
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	30	46
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	30	46
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	32	46
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	34	48
(1) 多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実	34	48
ア 多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実	35	48
イ 母子・父子家庭等に対する支援の充実	37	48
(2) 育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備	36	48
ア 育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備	37	48
イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	38	48
(3) 再就職希望者に対する援助	39	48
ア 再雇用制度の普及促進	39	48
イ 再就職希望者に対する支援	40	48
(4) 家庭生活・地域社会への男女の共同参画の促進	41	48
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	44	50
(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	44	50
ア 高齢者保健福祉施策の推進	45	50
イ 介護に係る人材の確保	47	50
ウ 新たな介護システムの確立	47	50
エ 高齢者の自立を容易にする社会基盤の整備	47	50
(2) 高齢期の所得保障の充実	48	50
(3) 高齢者の社会参加の促進	48	50
(4) 障害のある者への配慮の重視	50	50
III 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	52	52
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	52	52
(1) 女性に対する暴力に対する厳正な対処	52	52
ア 性犯罪への厳正な対処	53	52
イ 売買春に対する総合的取組の推進	53	52
ウ 家庭内暴力等潜在化しやすい暴力に対する実態把握と対策の推進	55	52
エ セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進	55	52
(2) 被害女性に対する救済政策の充実	56	52
ア 被害女性に対する相談・保護・救済対策の充実	57	52
イ 女性に対する暴力事案における被害者からの事情聴取、訴追、相談、救済等に携わる職員の養成・訓練等	59	52
(3) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	60	52
ア 女性に対する暴力を許さない社会づくりのための広報・啓発・環境浄化	61	52
イ 防犯対策の強化	61	52
ウ 暴力の原因、影響・予防方策等に関する調査・研究	61	52
(4) 女性に対する暴力の根絶に向けての関係諸機関の連携強化と総合的対策の検討	62	52
8 メディアにおける女性の人権の尊重	64	52
(1) 女性の人権を尊重した表現のためのメディアの取組の支援	64	52
ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者	64	52

からとの隔離等に関する方策の推進	65	工 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	89
イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立	67	オ 國際交流・協力の推進	91
に向けた検討			
(2) 公的機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進	68		
9 生涯を通じた女性の健康支援	70	<b>第3部 計画の推進</b>	
(1) リブロダクティブ・ヘルスノライツに関する意識の浸透	70	1 施策の積極的展開と定期的フォローアップ	92
(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進	72	2 調査研究、情報の収集・整備・提供	93
ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実	73	3 総合的な推進体制の整備・強化	93
イ 妊娠・出産期における女性の健康づくり支援	73	(1) 国内本部機構の組織・機能強化	93
ウ 成人期・高齢期等における女性の健康づくり支援	73	(2) 国、地方公共団体、NGOの連携強化、全国民的取組体制の強化	94
(3) 女性的健康をおびやかす問題についての対策の推進	74		
ア HIV/AIDS、性感染症対策	75		
イ 薬物乱用防止対策の推進	75		
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする	76	<b>参考資料</b>	
教育・学習の充実	76		
(1) 男女平等を推進する教育・学習	76		
ア 初等中等教育の充実	77		
イ 高等教育機関における男女平等の推進	77		
ウ 社会教育の推進	79		
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	78		
ア 生涯学習の推進	79		
イ 女性的多様化・高度化した学習需要に対応した教育・学習活動の充実	81		
ウ 造路・就職指導の充実	83		
IV 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献			
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	84		
(1) 國際規範・基準の国内への取り入れ；浸透	84		
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	84		
ア 国連の諸活動への協力	85		
イ WIDの推進	87		
ウ 女性的平和への貢献	89		

## 9 生涯を通じた女性の健康支援

### 方針策の基本的方向

女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。これに同じく、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議においてリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱され、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生産を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。このリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の社会への浸透を図りつつ、その視点に立って、全ての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る。

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透  
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるという観点から、これらの問題について男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を得、認識を深めることを推進する。

#### ・女性の健康問題への取組についての気運の醸成

女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。

#### ・学校教育における性に関する指導の充実

児童生徒が発達段階に応じ、性に関する科学的な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持ち、望ましい行動が取れるよう努めるため、学校における性に関する指導の充実に努める。

#### ・性に関する学習機会の充実

地域における親及び青年男女等を対象とした学習活動の中で、性に関する健全な意識の醸成を行う。また、親等に対する家庭教育に関する学習情報の提供において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する内容を取り上げよう努める。

特に、思春期の男女については、乳児院や保育所等において乳幼児と触れ合う機会を提供し、性に関する学習機会の充実を図る。

・母性の社会的機能の尊重  
母性には社会的に重要な機能があり、社会全体が保護すべきであり、それを尊重する社会的な理由としてはならないことについて、あらゆる機会を通じて意識啓発を行う。

担当省庁	厚生省、文部省、労働省
厚生省(本白文方委員会)	<p>女性の健康問題への取組についての気運の醸成</p> <p>女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。</p> <p>・学校教育における性に関する指導の充実</p> <p>児童生徒が発達段階に応じ、性に関する科学的な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持ち、望ましい行動が取れるよう努めるため、学校における性に関する指導の充実に努める。</p> <p>・性に関する学習機会の充実</p> <p>地域における親及び青年男女等を対象とした学習活動の中で、性に関する健全な意識の醸成を行う。また、親等に対する家庭教育に関する学習情報の提供において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する内容を取り上げよう努める。</p> <p>特に、思春期の男女については、乳児院や保育所等において乳幼児と触れ合う機会を提供し、性に関する学習機会の充実を図る。</p> <p>・母性の社会的機能の尊重 母性には社会的に重要な機能があり、社会全体が保護すべきであり、それを尊重する社会的な理由としてはならないことについて、あらゆる機会を通じて意識啓発を行う。</p>

文部省、厚生省  
ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

・女性の健康教育・相談指導の充実

女性はその身体に妊娠・出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面することに着目し、生涯を通じて自己の健康を管理し、保持増進するための教育を行うとともに、妊娠、妊娠・分娩、婦人科的疾患、更年期障害その他の女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を整備する。

- ・女性の健康等にかかわる施策に関する総合的な検討
- ・プロダクティブ・ヘルス／ライツ等の視点等から、生涯を通じた女性の健康に関する調査・研究を推進し、施策の一層の充実のための総合的な検討を行う。

イ 妊娠・出産期における女性の健康支援

・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療保護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。

・不妊専門相談サービスの充実

子どもをもちたいにもかからず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報をもとに自己決定できるよう専門相談サービスを充実する。

・周産期医療の充実

母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、母子の健康を確保するため、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進する。

ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

・成人期、高齢期の健康づくりの支援

女性が、長い人生を、寝つきにならず健康に過ごすため、更年期障害の軽減、中高年期以降の肥満の予防等を中心とした、健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進する。

また、老後における健診保持のため、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導といった保健事業の充実と強力な推進を図る。

・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防対策の推進

女性に特有ながんや骨粗しょう症を予防するため、正しい知識について普及啓発を図る。

子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診の一層の推進を図る。また、乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及、啓発を図る。

(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進  
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようになるための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を行う。

- 生涯にわたるスポーツ活動の推進
  - 生涯にわたって各々の年齢、体力、目的に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツを愛好する女性が気軽に参加できる地域スポーツクラブの育成、定着に努めるとともに、スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保、各種スポーツ事業を積極的に推進する。

警察庁、文部省、厚生省

#### ア HIV/AIDS、性感染症対策

##### HIV/AIDSによる総合的なHIV/AIDS対策の推進

- 予防から治療までの総合的なHIV/AIDS対策の推進
  - 国民がHIV/AIDSに関する正しい知識を持つて感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、積極的な啓発活動を行うとともに、医療体制の充実、治療薬の研究開発等、総合的な対策を推進する。特に、国民がHIV/AIDSに対し正しい知識を持つことは対策の基本であることから、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、人間尊重の精神に基づいた行動が取れるようになるため、学校におけるHIV/AIDS教育を推進する。また、地域におけるHIV/AIDS問題に関する学習機会の充実とHIV/AIDS問題の正しい知識の普及、啓発の推進を図る。

- 性感染症対策の推進
  - 性感染症について正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療など対策の充実を図る。

#### イ 薬物乱用防止対策の推進

##### 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶

- 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
  - 関係機関の緊密な協力の下に、薬物密売組織の壊滅や水際検査の推進等により供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取り締まりなど需要根絶対策を推進する。
  - 少女による薬物乱用防止対策の推進
    - 覚せい剤等の乱用で補導される未成年者が増加傾向にあり、そのうち半数が少女による乱用となっている。このため、供給源の取り締まり、乱用者の早期発見、補導、再乱用防止のための関係機関・団体と連携した継続的な補導活動等の取組を強化する。
  - 薬物乱用を許さない社会環境の形成
    - 薬物の影響に関する正しい知識を広く普及し、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用を許さない社会環境をつくる。

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進  
HIV/AIDSや性感染症は、女性の健康に甚大な影響をもたらすものであり、正しい知識や認識の普及、浸透を始め総合的な対策を推進する。  
また、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど安全な社会の基盤を搖るがしかねない行為であり、また、妊娠中の母親の場合、胎児にも悪影響を与えることが報告されている。さらに、近年、少女による薬物乱用の増加が懸念されていることも踏まえ、防止対策の強化を図る。

## 男女共同参画推進本部の設置について

〔平成6年7月12日〕  
閣議決定

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるとときは、構成員を追加することができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副 本 部 長 内閣官房長官

本 部 員 国家公安委員会委員長

総務府長官

北海道開発庁長官

防衛府長官

経済企画庁長官

科学技術庁長官

環境庁長官

沖縄開発庁長官

国土厅長官

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

- 3 本部の会議について、本部員を補佐するとともに、関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を担当させるため、本部に男女共同参画担当官（以下「担当官」という。）を置く。
- 4 担当官は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 本部の庶務は、総理府その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののはか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 昭和50年9月23日の閣議決定に基づき総理府に設置された婦人問題企画推進本部は廃止する。

## 男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図

- 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な機械員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」をいう。

